

令和7年 第4回定例会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和7年12月 9日 開会

令和7年12月10日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第4回定例会 第1号

令和7年12月9日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 認定第1号 令和6年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第2号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第3号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第4号 令和6年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 9 一般質問
- 10 議案第46号 浦臼町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 14 発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第50号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)
- 16 議案第51号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 17 議案第52号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 18 議案第53号 令和7年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)

- 19 議案第54号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第55号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第56号 浦臼町行政手続における特定の故人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員(8名)

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課長	城宝睦己君
総務課主幹	安田良弘君
総務課主幹	早坂隆広君
住民課長	明日見将幸君
住民課主幹	國田幹夫君
福祉課長	齊藤淑恵君
福祉課主幹	栗野敏朗君
産業課長	馬狩敏範君
産業課主幹	山上崎哲文君
建設課長	上嶋俊文君
建設課技術長	竹田圭一君
会計管理者	中田圭正君
教育委員会事務局長	横井正樹君
教育委員会主幹	小田修司君
農業委員会会長	位田勝君
代表監査委員	笹木政廣君

○出席事務局職員

局
書

長
記

國
藤

田
澤

朋
翔

子
太
郎

君
君

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席議員は8名です。定足数に達しております。
ただいまから、令和7年第4回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番中川議員、6番静川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月11日までの3日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月11日までの3日間と決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告を行います。
初めに、令和7年第3回定例会以降、今日までの議長政務報告をお手元に配付してありますのでお目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。
10月24日、令和7年空知町村議会議長会第2回定期総会が札幌市のホテルポールスター札幌において開催され、出席してまいりました。定期総会のあと、空知総合振興局 鷲尾振興局長による講演「北海道の社会資本整備と最近の建設産業について」を聞いてまいりました。
続きまして、11月9日から11日までの3日間、隔年で行っている中空知町議会議長連絡協議会の道外政務調査を実施し、三重県多気町が中心になって令和4年度か

ら近隣5町の広域連携で進めている「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した「美村プロジェクト」の取り組みについて調査をしてまいりました。その後東京に移動し、12日には東京NHKホールにおいて第69回町村議会議長会全国大会が開催され、そこに参加してまいりました。全国大会終了後の研修会では、元プロ野球監督で野球評論家の達川光男氏による講演「苦しみを笑いに変えた野球人生」を聞いてまいりました。

以上、報告といたします。

次に、監査委員より令和7年9月から令和7年11月に実施した例月出納検査結果及び令和7年10月に実施した定期監査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

次に、総務産業常任委員長より、所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

以上、3件について報告済みといたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和7年第4回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶と行政報告を申し上げます。

本日をもって召集いたしました第4回定例会では、議案20件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第4回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、昨年から建設工事が進められておりました町立診療所が9月17日にオープンいたしました。今回から病床を廃止し、平屋建てのコンパクトな造りとなり、広々とした快適な施設を多くの皆さんにご利用いただいているところです。11月にはCTスキャナーの更新が完了し、既存診療所の解体も終え、残すは新年度に予定する舗装工事のみとなっているところでございます。

また、同じく9月に王子江画伯を9年ぶりにお招きし、17日に浦臼小学校において水墨画教室を、18日から28日までの11日間にわたり、多世代交流施設えみんで絵画展を開催いたしました。昨年新たにご寄贈いただいた未公開だった作品を含む16点を展示し、町内外より多くの皆様にご来場いただき、ご好評をいただいたところです。子どもたちとの交流を深め、今後とも王先生との関係を継続し、貴重な絵画の活用を図ってまいります。

次に、10月8日に晩生内地区コミュニティセンターにおいて防災訓練を実施いたしました。震度7の地震発生を想定した全戸放送が流れたのち、約60名の地区住民の皆さんが避難して来られました。若い世代の方も多く、幅広い年代から参加いただいたことに感謝するものです。その後、段ボールベッドや区画テントの組み立てを実際に体験していただき、参加された皆さんから評価をいただいたところです。次年度以降も地区を変え、順次実施してまいります。

最後になりますが、先月30日に友好交流町である高知県本山町で町長選挙が行われ、当日お祝いに伺ったところです。候補者2名による選挙戦となりましたが、現職の澤田和廣氏が2期目の当選を果たされています。両町の交流も27年目となりました。心からお祝いを申し上げ、今後とも交流を続け深めていくことを確認させていただいたところでございます。

以上、行政報告といたします。

○議長（小松正年君）

次に教育長から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第3回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいたいただき、何点かにつき報告をさせていただきます。

10月18日開催の令和7年度浦臼小学校第30回学習発表会につきましては、低学年、中学年、高学年の3ブロックごとに総合劇や楽器演奏などの発表が行われ、高学年の劇を筆頭に各学年ともに子どもたちの努力と教職員の指導力が感じられる内容となっております。

次に10月31日の一日防災学校につきましては、札幌管区气象台、町総務課の協力をいただき、小・中学校で行われ、中学校では地震ワークショップなど貴重な体験をさせていただきました。防災意識の高まりに期待するところであり、関係機関のご協力に感謝を申し上げます。

また、11月27日に開催されました「大家彩香氏による特別授業」では、小・中学生全員を対象に行われ、小学校低学年には多少難しい点もあったと思われませんが、「伝えることは生きる武器」と題し、良い人間関係を築くためのコミュニケーション能力を身につけるための示唆に富んだお話をされ、大泉洋さんとの共演のエピソードも交え、楽しい事業となりました。主催されました学校運営協議会に感謝を申し上げます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 認定第1号～日程第8 認定第4号（一括議題）

○議長（小松正年君）

お諮りします。

日程第5から日程第8までの4件については関連がありますので、一括して議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和6年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第2号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第3号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第4号 令和6年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、一括議題とします。

本件については令和7年第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果について柴田委員長の報告を求めます。

柴田委員長。

○7番（柴田典男君）

おはようございます。

認定第1号から第4号までの令和6年度浦臼町各会計歳入歳出決算等の認定について審査を終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

令和7年第3回定例会において、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、本件を付託されたところであります。

去る、10月16日、20日、22日の3日間にわたり、慎重かつ熱心に審査したところであります。その結果は、別紙のとおり報告書にそれぞれ記載してありますので、内容については省略しますが、本委員会は令和6年度浦臼町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び下水道事業剰余金の処分及び決算を認定すべきものと決定いたしましたので報告をいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（小松正年君）

ただいま、決算審査特別委員長より報告がありました。

お諮りします。

質疑については、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する特別委員会に付託した審査案件のため、省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定しました。

これより、認定第1号 令和6年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定についてか

ら認定第4号 令和6年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてまでの4件について、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

認定第1号 令和6年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第4号 令和6年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてまでの4件について、一括して採決いたします。

これを認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、認定第1号 令和6年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 一般質問

○議長（小松正年君）

日程第9、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、中川清美議員。

中川議員。

○5番（中川清美君）

第4回定例会において、町長へ一般質問をさせていただきたいと思います。1点質問いたします。

補助事業の新設についてですが、令和に入りまして生産技術の革新が一段と進み、IT化はあらゆる分野で進展しています。しかし、一方で人口減少に伴う人手不足が深刻化し、黒字にもかかわらず廃業に至る事業者も出ています。今後は、人手不足の対応策を見通しつつ、的確な対策を講じることが求められています。

町の補助事業については、農商工関係事業者への支援が進められ、大きな効果を上げている点を高く評価をするところであります。

農業分野では育苗の形態に大きな変革が進んでいます。ポット苗や中苗育苗に代わる方法として、密播・密苗・直播などの低コスト新技術が急速に普及しています。これらの技術について視察や研修を充実させ、知識・技術の向上を図ることが浦臼町の産業底上げにつながるものと考えます。

令和6年・7年の米価高騰に伴い、来年度も農業者の納税額は大幅に増加する見込

みです。町にとっては税収の増加が期待されています。

そこで、この税収を有効に活用するため、一部を新たな町の産業育成基金として積み立て、今後取り組む新技術の視察研修費用の補助に充てることを提案といたしまして、質問とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

議員がご指摘されるように、新技術の視察や研修が農業者の技術向上や産業の発展に寄与することは理解するものです。しかしながら、農業関連の税収は天候や市場動向等、様々な要因によって毎年変動しやすく、一般的に安定的な財源とは言えません。また、町の税収が増えると自主財源が増えることになり、国から補填される不足分の普通交付税が減額されることになり、一時的な増収での基金創設は財政面で慎重な判断が必要であり、現時点での創設は難しいと考えています。

議員のご質問にありました農業者への補助事業「農業活性化支援事業」につきましては、例年多くのご利用をいただき農業機械の更新に一定の効果が出ていると考えています。特に本年は、今議会の補正予算において440万円を追加計上し、農業者の皆さんの活発な機械設備の導入を支援しています。今回、視察研修に対する支援をとのご提案ですが、新技術の導入やブランド力の向上、新商品開発など幅広く活用いただける現行の支援制度により、農業者の皆さんの取り組みを後押ししてまいりたいと考えています。また、ヤンマーアグリジャパンとの協力連携協定を有効に活用し、スマート農業や直播技術などを身近に体験できる研修の場となるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

当然、税収が増えれば交付税が下がるということは重々承知の上なのですが、今回の米価高騰ということで、これは本当に6年産と7年産に限り米価が大きく高騰ということでありまして、先日、日本の米穀会社最大手の神明の社長も、来年6月には米もだぶついて大幅な下落がされるだろうと想定しているところでもあります。

私もおそらく来年においては米もだぶついてくるのではないかなと考えておりますが、6年産・7年産についての農業者における納税というのは、本当にここ数年にない大幅なものとなるかなと考えています。

そういった短期的なところで予算組みをしていただければなというのが私の考えでもありますし、以前、浦臼農協時代、大野組合長の時であります、農協と町の方で資金を出し合って、2000万円ではなかったかなと、ちょっと記憶は薄いのです

けどもそういう資金を出しあって、いろいろな研修に若手農業者を派遣していただいた経過があります。

私もその時に、町から、農業者2人でヨーロッパの農業を視察させていただきました。行ってみるとやはり話で聞くのと絵で見るのとは違って、実際目に見た時には大変驚きも隠せないぐらい進歩をしまして、当時のもう30年以上前ですが、セスナ機で直播の種をまくといったような本当に壮大な農業をされておりましたし、オランダの花市場を見てもすごい量の花が動いているというようなことで、私も本当に、井の中のかわず大海を知らずではありませんがしっかりと研修させていただいて、その時のインパクトがやはり今の私の農業経営に非常に大きな効果をもたらしているのかなと感じているところでもあります。

ぜひ、こういった新技術の現場を今の若手農業者にしっかりと見ていただく、そういったソフト面での補助も大変重要ではないかなと考えているところでもあります。

これはただの私の経験上の話で、私が言っているのは海外研修とかそういうものではないのですが、現在農業におけるIT化というのは本当にすごい勢いで進んでおまして、若手農業者同士も知識を交換しながら今の営農に役立てているところではありますが、しっかりとした専門的技術を持ったところでの講習とか研修をすることによって、やはり百聞は一見にしかずということでもありますので、そういったソフト面での応援もしっかりとさせていただいて、今後の浦臼町の産業を進めていく若手を育てていただきたいと考えているところでもあります。

なかなかこういった新たな基金の創設は難しいということでもあります。そこは理解するところでもありますけれども、しっかりと町としても育成の現場も育てていただきたいと考えているところでもあります。ここではそういった基金が積めないということでもあります。それでも何とかやってくれと言ってもどうしようもないことでもありますので、無い袖は振れないということでもあります。その代わり、必要に応じてこういうことを町に求めるというような農業者の要望事項があったときに、それに対して町は順応な対応をいただけるのか、そこをお聞きしたいと思っているところでもあります。

答弁によりますと、ヤンマーアグリジャパンとの協力連携ということもあります。私も以前、今後どのような連携を進めるのかといったことも質問させていただきました。今後こういった方向でやりますという具体的な道筋はなかったわけなのですが、しっかりとこういうことを、せっかくヤンマーとの提携もしておられるので、農業者もそういった新たな現場、研修の場を求めているのかなと考えておりますので、そういった短期的な研修の場の要望があれば、町としてやっていただきたいと考えているところがございますので、その点についての町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまの再質問にお答えいたします。

基金の創設につきましては今お話しいただきましたように、やはり去年今年とかなりの米価で推移したわけですが、一般的に聞かれますところでは来年は今年みたいなことはないと聞いておりますので、激しく上下する中でいつとき高かったからといって、基金創設ということはなかなか考えにくいということをご理解をいただきたいと思っております。

農業者の方から短期といいますか、単発的に、散発的に要望が来た場合どう対応できるのかというところですが、それは一方的に断るものではありませんので、内容をお聞きしまして逐次判断をさせていただきたいと思っております。

ヤンマーとの関わりにつきましては、本当に協定を結ばせていただいて感謝しているところです。協定以前から取り組みは開始されておりまして、衛星を使った作業支援システム等につきましては、今でも一定数の農家の方が試験的に導入されているのは続いておりますし、今後とも様々な検討をさせていただきまして、取り組みを、間口を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○5番（中川清美君）

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは、発言順位2番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和7年第4回定例会におきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。町長に1点質問させていただきます。

ふるさと納税の現状ということで質問をさせていただきます。

ふるさと納税制度は、自分が応援したい自治体に寄付をすることで、翌年の所得税や住民税が控除される仕組みで、寄付者は寄付をした自治体から特産品などのお礼品を受けられることができるため、多くの人が魅力を感じて活用しています。しかし、この制度の本質は返礼品目的での寄付ではなく、地方自治体の財政を支援し、地域活性化を図るという政策にあるとされております。この背景には、日本が抱える少子高齢化と地方衰退の深刻な問題があり、若者の流出や高齢化が進行し、地域の経済活動への影響、教育や医療、インフラ整備といった基本的な公共サービスの低下が起きるとされております。

このような課題を補うため、平成20年度税制改正で導入されたもので、寄付を通じて地方の地域活性化に寄与しているものと思われれます。

全国のふるさと納税の寄付総額では、平成23年の東日本大震災の支援を皮切りに徐々に増え、昨年度は税制改正もありますが、全国で約1兆1750億円に達してお

ります。また、都道府県別寄付のランキングとしては、北海道が総額1450億円で圧倒的に多く、続いて、九州の福岡県が550億円となっております。

そこで、浦臼町におけるふるさと納税について質問いたしますが、過去3年間を見てもみますと、令和4年度は予算1億円に対して決算約4790万円、令和5年度は予算1億円に対し決算約4900万円。令和6年度は予算5000万円かつ補正予算を2億3000万円を組んでおりますが、それに対して決算約2億9360万円。令和7年度は予算1億8000万円となっております。令和7年度の現在の寄付額はどのような状況でしょうか。また、今後の取り組みについて町長の考え方をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度は議員のご質問にありますとおり、人口減少による税収減少への対応や、地方と大都市の格差是正を目的とし、平成20年度税制改正により導入されたものです。しかし、寄付金獲得のために高還元率のものや換金可能な商品券などが返礼品として出回ったため、制度開始から10年が経過した令和元年度には、地場産品基準への適合厳格化や還元率を寄付額の3割以内に抑えることをはじめとした規制強化がなされました。また、本年10月1日からは、ふるさと納税仲介サイトによるポイント付与が全面禁止となったところであり、与党税制調査会では返礼品や事務費を合算した募集経費は寄付額の5割以下としている現行基準の引き下げを検討する動きも見られます。

さて、当町のふるさと納税寄付額は、平成27年度の3億5000万円をピークに、令和4年度には5000万円を割ったところですが、食用米が寄付割合の8割を占める当町は、令和の米騒動と言われました昨年度は3億円に迫る寄付額までに回復いたしました。

しかしながら、今年度の寄付額は先月末現在で2800万円と昨年度を大きく下回っております。この要因は、米価の著しい変動により事業者の提供価格高騰や、ふるさと納税向け数量の減少により、定期便による受付が困難になったこと、一方で、米の品薄感が解消されてきたことなどが挙げられます。

ふるさと納税制度での受領寄付金は普通交付税の基準財政収入額には不算入であり、交付税が減少することなく収入増につながるもので、大変貴重な自主財源の一つです。

先述のポイント付与全面禁止による9月末の駆け込み寄付後、今月は寄付者の控除上限額確定に伴って、9月に続く駆け込みが予想されますことから、町におきましては検索連動型広告やレビューキャンペーンの取り組みを今月に実施し、寄付獲得につなげていくものでございます。また、現地決済型の導入も今後検討しており、米に

頼るだけではなく、安定した寄付金確保のための第2、第3の柱となる返礼品の確立、そして返礼品に注目が集まるよう、納税仲介サイトでの紹介画像や文面のブラッシュアップをはじめ、特集ページへの積極的な投稿応募を図ってまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今年度のふるさと納税の現状は一応理解をいたしました。昨年から見たら大変厳しいといえますか、かなり落ち込んだと見ております。とても残念ですが、現状が現状なのだろうなと思っています。

実は昨年のお米の問題もちょっと、要は注文を多く取り過ぎて出せなかったということを知ろうと思っていたのですが、先ほど理解をいたしましたのでやめますが、どこの町村もふるさと納税に関してはかなり苦慮しているみたいです。

ある本によりますと、全国で寄付が集まる自治体と寄付が集まらない自治体というのがあるそうです。なぜこれが違うのか、ふるさと納税を含めてなぜ自治体にこういった差があるのかが、実は研究結果が出ていました。これを見ますと、寄付が集まる自治体はまず、ふるさと納税も含めてリピーターが多いということです。特にその自治体がどういうことをやっているかということ、返礼品というよりも、私の町はこういうものに寄付を使うという部分を、かなり細かく書いているそうです。

平成20年度から始まったふるさと納税では、一応新しい企業版ふるさと納税もありますが、それも含めて本来は地域創生の中で、地域再生計画というものが盛り込まれているはずですが、町がいろんな部分で、そういった部分で再生計画を作っておかないと、確かこの制度には乗れないという形になっているわけですから、どこの自治体もこういう形を取っているはずですが、全部で1700程の自治体がありますが、ほとんどの町村はその納税の用途、どこに使うかというのが意外とこの計画の中では大ざっぱだね、というのが研究の中で出ているそうです。

でも、逆にその中でずば抜けて、もっとその用途を本当に細かくやって、こういうものに使うのだ、こういうものに使っていますというのをやっているところは、やはり寄付が多く集まっているそうです。ここの部分は今後考えていただきたいなと思っています。

ただ、今回これに出っていますが、総務省は返礼品は3割で、経費を合わせて5割以下にしないと、つまり2割は経費かかるよねという話で、結局残りの5割が丸々残るよねという話なのですが、これ実は、総務省は本当に5割以下でやっているか確信できないと。透明性はないので本当にこんなかわからないと。あるところでは返礼品は3割だけど、サイトとか広告品だとか、そういった部分にかなりお金を使っていて、本来のふるさと納税から逸脱していると言われているところはかなり多いそうです。

結局、国が考えた少子高齢化だとかいろんな部分にこの税制を使えばいいよねと

というのが、返礼品は3割だけど、結局いろんな部分で経費がかさみ、例えば1万円寄付してくれても、実際には本当に5000円以上残るのかという話だと、かなり厳しいそうです。ここの部分をやっぱり各自治体は考えなくては行けないと、総務省も当然考えなくては行けないので、町としてもやっぱり考えないといけなないので、ここは町もぜひ、その辺のスタンスを取ってやっていただきたいなと思うので、今回のこの答弁書にはないのでこの辺の考え方をお聞きしたいと。

それから、寄付者にまた寄付をしてもらうという部分では、何やら寄付の多い都会に行ってその人方にいろいろと、東京浦臼会みたいな形でやっている市町村もあるみたいですし、その辺はいろいろやっていただければなと思います。

北海道は特に一番いいと、1750億円もの寄付を集めているということですが、これ全国では1位と2位の差、先ほど言いましたがとんでもない開きです。北海道はそういう面ではすごく注目される場所でもありますので、ぜひこの辺、考えていただければなと思っています。

あと、町のふるさと納税の基金、これが今、細かく言いますと7億9348万8693円かな、基金が7億9300万円あります。ところが、町全体の基金、これは27億円です。財政調整基金も合わせて、定期から普通預金からも合わせて今、大体27億をちょっと切るぐらいですか、このうちふるさと納税が7億9300万。町の基金の中ではすごい額を占めています。この辺どう理解するのかお聞きしたいと思っていますので、お答えいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁の方お願いいたします。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

返礼品率3割、経費2割という部分がございますけども、ここは基本的に遵守すべき事項であるという点と、この経費の中に事務に携わる職員の人件費等は含まれていないというところになります。この点を踏まえての、5割残らないのではないかと推察であります。

ここの返礼品率と寄付額につきましては、どうしても納税者のお得感という部分が、まず第1に来ているのではないかなというところがございますので、そこはバランスを取りながらやっていくしかないのかなというところがございます。

基金残高の部分でございますけども、現状、あらかじめ用途を示した中で選択していただいて寄付していただいている部分、それから用途を明示しないで、いわゆる自由に使っていいよという部分で寄付いただいているということがありまして、現在の残高としては、先ほど議員申し上げておりました残高となっているところでございます。

この部分につきましては、用途に沿った事業、いわゆる充当できる事業が生じたときに、順次町づくり委員さんのご意見等も伺いながら用途を毎年決定しているという流れで進んでございまして、当然充てるべき大型のものがあれば充てさせていただく

ような方向で、今後進めていきたいというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

基金の積み立ての考え方、27億と、今ふるさと納税の基金が7億。この割合というか、町の考えはどうですかという質問は。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

二十数億のうちの7億がふるさと納税で占めているということで、課題ではというか、活用をもっと図ったらどうかという趣旨の内容だったかと思えますけれど、7億のうちにはかなり以前になりますけれど、町内事業者の方からいただいた大きな金額も含んでおりますので、7億全てが通常の寄付としていただいたものではないという内容になっております。

寄付でいただいたものにつきましては、毎年何らかの形で子育て支援等の事業に充てていっているところでございますけれど、大きな金額をいっときに支出することは、これまではしてこなかったというのがございまして、今の金額になっているところでございます。

今後の予定といたしましては、まだここから先の話ではございますけれど、鶴沼公園、鶴沼周辺の再開発等にも充当していきたいと考えておりますので、今金額が多いのではないかという部分につきましては、順次適切な事業に充てて、有効に活用していきたいと考えているところでございます。

もう一つ、地域再生計画については質問かどうかちょっと不明なところはありますけれど、企業版ふるさと納税をいただく際に、その充当先として再生計画を立てて事業を確定するということになっておりますので、私たちの町におきましても企業版ふるさと納税をいただいた経過もございまして、再生計画の方につきましてはその都度計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

わかりました。それでは現在、ふるさと納税におけるサイトですが、どのぐらいのサイト数を依頼しているのか、わかればお伝えしていただきたいと思えます。

それともう1点は、今町長が言われたように7億という基金があるのですが、結局国、総務省が言っているのは、どこの自治体も結構基金に積んでいますよねという話です。本来、いろんな部分でうまく使ってもらって、その自治体のサービスを向上させるための寄付なのだけど、意外と皆さん懐に抱えて使っていないよねという話が、かなり国の中では出ているのです。

結局、本来国が言う趣旨とは違うところにこの寄付が貯められていると、結局お金が回っていないと言うのでしょうかね、経済に直接働いてないという現状はちょっと

まずいのでは、おかしいよねという意味なのです。なので、寄付者が寄付をしていたただく部分で、何にこの寄付を使うかということを確認にするべきで、そうしたら寄付が当たるよねという話です。今町長が言われたやり方だと、逆にクラウドファンディングみたいに、これをやるからそれに金を投資してくれみたいな感じと一緒にになってしまうので。そうではなくきちんとした物語の中で、こういうものに使いたいのだということをする必要があると思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。

それとサイト数はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁の方をお願いします。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

ただいまの静川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当町の現在運用しているサイト数でございますが、基本は主要5サイトです。そちら全て申し上げた方がよろしいでしょうか。楽天ふるさと納税、それとふるなび、ふるさとチョイス、さとふる、そして先月から、まだ返礼品数ちょっと足りてはいないのですけれども、以前にお伝えしておりましたAmazonふるさと納税、そちら5サイトが主要サイトとなっております。

そのほかにふるさとチョイスのパートナーサイトということで、形的には本サイトや直接的なサイトではなく、ミラーサイトの的なものになるのですけれども、そちらが10サイトほど運用をしてございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ふるさと納税としていただいた寄付金を使わずに貯め込んでいる自治体が多いのではないかと、というお話でございます。

私たち浦臼町におきましても、寄付していただいたもの全てを例えば翌年なり、その次の年で使い切るというような考え方で利用はしていないところが現状でございます。

ただ、浦臼町も7億と言われましたけれど、決して他に比べて大きくご寄附をいただいている町ではございません。大きく4項目5項目に分けて、使わせていただくという告知をさせていただいてご寄附をいただいているところですが、毎年使っていく額は、そのほんの一部を使わせていただいているというのが現状でございます。

ただこの先、子育て支援でいけば学校の関係ですとか、将来的には大きく支出を伴う事業も予定されているところがございますので、毎年毎年使い切るという考え方はせずに、将来の大きな事業のために取っておくというのも一つの考え方だと思って対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。
再開を午前11時ちょうどといたします。

午前10時50分 休憩
午前10時59分 再開

○議長（小松正年君）

全員おそろいですので休憩を閉じ、会議を再開いたします。
それでは発言順位3番、砂場明議員。
砂場議員。

○1番（砂場明君）

令和7年第4回定例会に際して一般質問を行わせていただきます。私からは町長に商工業者への今後の対応ということで質問させていただきます。

今年、町の商工事業者2店舗がすでに閉店し、1店舗が年末で閉店する。これまで浦臼の経済や町民を支えていただいた事業者ではあるが、高齢によるものや後継者がいない等のほか、人口減少も伴い、売り上げが減少し閉店を迫られることとなりました。

今後このような商工事業者が出てくることが考えられ、大変な状況になっているなど感じています。補足ですが1店舗目の閉店が決まった後、2店舗目の方がそれを聞いた時に、私もいよいよかなという決意をされたという話も聞いております。令和5年第4回定例会におきまして事業者継承問題について一般質問を行わせていただきましたが、問題の解決にはなかなか至っておらず、事業者をはじめ町民にも不安が募ると思います。民間事業者が行政に頼ることが良い方法だとは思いませんが、浦臼町から商工業の火を消さないためには致し方ないとも考えます。

そこで町長に伺います。

まず一つ目、浦臼町中小企業振興条例の近年の実績はいかがでしょうか。

次に、今年度実装された設備新規取得の実績は。また、問い合わせはあったのでしょうか。

次に、前回の質問の際、協力隊を事業所に編成できないか検討するとあったが、その後の対応はいかがでしょうか。

最後に、町内事業者が抱えている悩みを行政がどこまで払拭することができるかと考えているのかをお尋ねいたします。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

砂場議員のご質問にお答えいたします。

まずは、本町の経済活動を担い町民生活を支えてこられた3事業者の皆さんが、閉店を決断されたことは非常に残念なことであり、これまでのご努力に感謝を申し上げます。

たいと思います。

1点目の浦臼町中小企業振興条例は、本町における中小企業の自主的な経営努力を助長し、企業の近代化、事業の拡大、雇用の促進を図るため必要な助成を行い、町経済の発展と町民生活の向上に資することを目的としています。中小企業振興条例の近年の助成申請実績につきましては、令和5年度、4件合計で388万3000円。令和6年度は1件41万7000円。令和7年度につきましては、現在まで、1件44万円の申請があり交付済みとなっています。

2点目の今年度設備新規取得の実績は、現時点ではありませんが、3件の問い合わせがあったところでございます。

3点目の地域おこし協力隊の事業所への編成についての検討結果ですが、地域おこし協力隊は総務省の制度により、隊員の受け入れ主体は地方自治体と定められています。そのため、民間事業者が直接協力隊員を雇用することは制度上できないこととなっています。

しかしながら、自治体と民間事業者が連携し、一定の条件の下で協力隊員の活動として、民間事業者での業務や研修に従事することは可能となっています。協力隊員とは、観光と商業両面で活動についての話し合いを行います。これまでのところ該当する状況には至っていません。現在の協力隊員は、前回質問のあった令和5年12月時点では1名でしたが、今月新たに1名が加わり、現在は4名の隊員が活動しているところです。形は違いますが、2名の隊員が起業し、商業活動の一端を担っていただいているところでございます。

4点目につきましては、経営者の高齢化や事業継承者の不在、労働力の確保、購買力の低下など、事業者が抱える課題は多岐にわたっていると思われれます。専門性も高く、行政の支援だけではこれらの課題を解決することは困難でございますので、商工会の皆さんと協力連携しながら、何が可能なのか、何が効果的なのか、対応策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

答弁ありがとうございます。

それでは何点かお尋ねしたいところがありますので、まず2点目の設備新規取得の実績の話でございますが、実績はありませんと。3件問い合わせがあったということでございますので、問い合わせがあっただけでも良かったかなとは思いますが、この設備投資の話聞いた時に既存の事業者も対象になるという話を伺いましたので、それはいい話だなと思ったのですが、なかなか初年度に利用されることはなかったのがちょっと残念ではあります。

その中で、事業者の方に今回新設された話はどうだいと話を伺ったところ、1事業者につき1回という条件がございまして、それに関して足かせまではいかないのです

が、やはり助成を受ける以上、本当に今回受けていいのかという疑問が常について回るようです。国とか道の助成金であっても、例えば10年たてばまた使えるとか、そういう2度3度使えるものもございますし、または1度そういった助成を作って、それがある程度予算がなくなればまた同じような規模ですが名前を変え品を変えて、それを事業所が何回か使っているというケースもあるので、この1事業所1回ということはどう捉えるかなのですが、これがちょっと足かせになっているようでございます。

また、もう一つはここに動産を入れられないかという話も聞きました。これを申請するときどうしても不動産に限るということで、全員協議会の中で僕も聞いた記憶があるのですが、動産の導入は難しいのではないかと思います。やはり今現存のニーズとしては動産ということも考える余地はあるのかなと思います。そこで、この設備投資に関しては今後、条件の緩和や変更などを考える気はあるのでしょうか。それとも今年設立されたものなので、このまま少し様子を見ていく方向なのでしょうか。そこを質問いたします。

それと1点目に戻りますが、中小企業振興条例、今後に関してもやはり最初にまとまった助成をいただけて開業できるということはとてもいい話だと思うのですが、先ほど設備の話もしましたが、ここでも動産ということを考えられないでしょうか。

どうしても新規事業者の場合、中古物件を購入するか新店舗を構えるかというところなのですが、現状、なかなか新店舗を作って開業するというのはとてもリスクがあるように感じます。これは田舎だけではなく都市部も同じことが言えると思います。というのは現在、資材も高騰しています、新築されるにもすごいお金がかかります。先のわからない状況の中で、では新規事業を開設できるかというとなかなかできないので、中古物件だったりテナントだったり今の現状になるので、この新規事業者の新築の部分はそれはそれで置いておいてもいいのですが、もっと解釈を広げることにはできないのかと。そこで考えたのが動産という話ですが、なぜ動産かということ、今起業するのに一番手っ取り早いといいますか、割とハードルが低いのはやっぱりキッチンカーという話になってきます。

今年は浦臼でもキッチンカーのイベントが結構ございました。キッチンカー仲間が開いたイベントもございましたし、浦臼町で開いてるイベントの中にキッチンカーが来ていただくことも多々ありました。その中で、個別の話はあまりしませんが、本当に今のキッチンカーはこういうことまでできるんだ、こんな商品まで売れるんだという、びっくりした発見がたくさんあります。それぐらいキッチンカーは多種多様な事業として捉えられているのかなと。

そこで、それこそ1事業1回、新規事業も含めてですが1事業1回という縛りを付けても動産を入れれば、キッチンカーの最初の車導入も対象になるので、もうちょっと進みやすくなるのかなという気もいたします。なかなか店舗を構えての起業、特にこの浦臼は人口も減って行って、売り上げ増等を考えたときに踏み切れないところもあります。しかしキッチンカーならばその場所は浦臼に限らないわけですので、そしてこの空知で考えてもキッチンカー仲間というかそのネットワークは結構な

ものがありますので、いろんなところで商売ができるのではないかと、その一助になればと思いますので、そこに動産という文言があれば使いやすくなるのではないかと思いますので、そこはいかがでしょうか。

それと3点目の協力隊の話でございます。先ほど答弁ありましたとおり当時は1名でしたが、今日1名紹介がありました。今は4名ということで、本当にすごいなと思います。そのうち2件が起業されました。この2件の起業というのは、決して当たり前のものではないなと感じております。たまたま2人そろって起業して、これはまれなことなのだなと僕は捉えながら、周りの状況を少し確認しました。

すると、新聞にも紹介されましたが、上砂川の地域協力隊の話が記事に載っていましたのでどういうことなのかなと、ちょうどYouTubeのサイトを開設することでYouTubeも見せてもらいました。そこでは、前回高田議員から質問のあった集落支援制度の方も含めて、現在9人、地域協力隊として働いているそうです。また、あそこが特別なのはフリーミッション制度というのをとっておりまして、それは何ぞやといいますと、地域協力隊の方がもう自由に行動できるという話なのです。自分らが将来を見据えて起業なりその地域に根差すなり、将来の目標を見据えて自由に行動できる、それが3年間続くという話を書いてありました。その話もインタビュー方式でYouTubeに流れていましたので聞いてみたのですが、これが決まるといいと言われると、問題もあります。

というのは、かなり意識を高く持った協力隊や目標をしっかり持った協力隊でないと務まらないのだろうなという気がしました。それで違う協力隊とちょっとお話をしたことがあるのですが、その時に協力隊も多種多様な考え方を持っておりまして、3年間、町から与えられた仕事に従事してお金をいただくことで満足する協力隊も当然多い。でもそれと反して、将来を見据えた目標を持って協力隊として活動する人も多いということも聞きました。

なので、何が正しいか、何が間違っているかということとはございません。全て正しいと思います。ということは、協力隊を依頼する町の体制といたしまししょうか、そこで浦臼町としては、協力隊は今4人おりますが、今後も増えていってほしいと思います。また、任期がありますので、最短の人で来年の9月か10月ぐらいに任期を終える方もおりますので、それは入れ替わりだと思っておりますが、今後町の協力隊の考え方としては、町の仕事に従事してもらおう方が望ましいのか、それとも今回2人おりましたが起業支援、町に定住移住してもらって、町のためにその後も働いてもらいたいというところを目指しているのか。そのビジョンが町として定まっていればお聞かせください。定まっていなければ考えた方がいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと最後にですが、今の商工事業者が抱える悩みというのは、答弁にもあって町長から言われたとおり、本当に問題は多岐にわたっていると思います。その中で町長も最後に言うておられましたが、何が可能なのか、何か効果的なのか、対応策を検討してまいりたいと思いますとありましたとおり、本当に多種多様にわたっております。その中でやはり一番最初に商工会の指導員とかといろいろ相談、お話をしてる中

で、何が一番かというところと継承問題ということになります。

継承問題を置き去りにして次の商工事業者の話はなかなかできないというところまで来ておりますが、でもその人選、前回も言ったとおり商工事業者の中で継承者が決まっている事業者が何件いるかというところ、ほとんどいないのが現状でございます。その橋渡しにもなればと思って協力隊の利用ということも考えたのですが、町でできることは何だろうと考えたときに、一つ簡単に言えるのはやっぱり助成金だとか支援という話になるのかなと思います。

それで、ここ近辺といいましょうか、人口的にここの町と似たような町でどんな助成があるのかというのをちょっと調べたので紹介がてら話させていただきますが、やっぱり先ほどの新規事業者の助成金、スタートで補助してもらおうというのはすごくありがたい話なのですが、けれど、私たち民間事業者にとって大事なのはその後の売り上げとかその後の利益、そこが確保できなければどんなに新店舗を開いたとしても、1年でとか下手したら半年で閉店になってしまうというところもつながります。その中で何かそういった事業の補助はないのかなと思って探してみると、ある町では水道光熱費や雇用経費、水道光熱費が5万円、雇用をしていれば5万円毎月10万円を最長2年間というところもございましたし、同じく新規事業者で雇用をした場合に、それは何人とは限りませんが雇用した場合に月10万円、最長2年間というところもございました。また、違う町では人数に応じてひと月1人3万円で掛ける最長3年間という町もございました。

あともう一つ、面白いというかすごいなと思ったのは、事業継承された方に助成金が当たる制度もありました。そこは違うところなのですが、事業継承をした方、つまり引退された方にも補助金が当たるという町もあったのです。これはと思ってよくよく考えると、やはり事業継承がなければその店は閉店してしまう。そうすると、町にその店舗がなくなってしまう。それを何とかその助成金を与えることで事業継承していただいて、町にその事業の火を残すという考え方なのかなと、いろいろその町々によって考え方はあるのかなと思います。

先ほど人口が同じぐらいの町と言いましたが、割と大きい町の方がやはり自分たちの自助努力で売り上げも伸ばせると思いますので、そういう補助金というのはあまり見当たりませんでした。小さい町の方がやはり売り上げも減少している、人口も減少しているということで切迫しているのかなと思います。そういう意味も込めまして、いろいろ難しい検討材料の中ではございますが、今後もそういった持続的な助成金とか持続的な補助ということも、町では検討できないかどうかお聞きいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

項目的には4項目があったかと思いますが、最初の2つにつきましては、やはり補助事業の融通というのですか、柔軟性があつた方がより活用されるのではないか

ということをお聞きしたところでは。

設備投資につきましては本当に新たに追加したものではありませんけれど、利用がなかったということで、どうしてかなという思いはちょっと持っておりましたけれど、今お聞きするとなかなかハードルがあって、踏み込めなかったのだというお話もお聞きしたところでは。補助事業、先ほどの農業のところでも話しましたが、やはり使っていただいてこそというところもございますので、何もかもを緩めるということは当然できないとは思っておりますけれど、利用しやすい形での変更につきましては、これは本当に商工会さんともお話をさせていただきながら検討させていただきたいと思っております。

協力隊につきましては、今4名の方で、そのうちの2名が起業されているということで本当にありがたく思っておりますし、基本的にはフリーミッションという形でうちも募集もしておりますので、そういう形で来られている方もいます。ただ、後に来られた2名の方につきましてはちょっとキャンプ場の関係もありまして、そちらを条件とさせていただいたところもあるのですが、基本的にはフリーミッションでも受けるという形は取っているところでは。

協力隊員、上砂川が9名という話もございましたけれども、何人が適切かというのは多分答えはないかと思っておりますけれど、これまでの協力隊の方の活動を見ておりますと、当然自分で起業するということもありますけれど、それにあたって本当に他の方に与える影響というのがかなりいい影響といたしますか、何事にも取り組んでいく上でいい影響を与えてくれているということも見えておりますので、協力隊員自体は将来的に無くすという考え方は今のところは持っておりません。

当然、募集しても来ない可能性もありますから、何とも言えないところはありますけれど、一定数は確実に浦臼町にいていただくというような形は今後とも取っていきたいと思っております。明確にというのが、どこまでが明確かちょっとわからないところもありますけれど、一定数、当然任期というのが来てまいりますので、その任期が来れば減少していくということにもなりますので、本当に基本的には減らさないような形で進んでいければと思っております。

事業の継承問題で、本当に一番難しいところが私もここだと思っております。経営的に厳しいというのであれば金銭的な支援策というのは町は取りやすいのですが、継承問題というのはなかなか、農業でもよくありますがやっぱりマッチングが難しいというところもありまして簡単には、お子さんが継承されるというのは別かもしれませんが、第三者継承となるとなかなかハードルが高いものだと感じております。

他の町の補助事業の概要についてお話をいただきましたが、補助事業があって、それを利用して継承問題の解消に実際につながっているのかどうか、その辺りもわかればもう少しこの制度に取り組む、取り組まないというのがはっきり見えてくるのかなと思っております。町の名前は今出されませんでしたけれど、後ほどまたその辺りもちょっとお聞きさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

砂川議員。

○1番（砂場明君）

答弁ありがとうございます。

今いただいた答弁は前向きに捉えていただいて良かったと思うのですが、やはり最大の悩みは最後に言った、事業継承の話に尽きると思います。

今現在、浦臼町の事業所、商工会が押さえている事業所と実際に営業している事業所はちょっと違う部分がございますが、やはり今回、3店舗が残念ながら閉店になったというところで一番悔やまれるのは今町長もおっしゃられたとおり、赤字で倒産したわけではないというのが一番悔やまれるところでございます。

その中で事業継承を考えたときに一番ぽんと浮かんだのが協力隊のことで、前回は今回も協力隊に重きを置いて質問させていただいたわけですが、やはりその協力隊が何かしらの形で定住していくというのが、まず実績として浦臼はないわけです。

そこで協力隊の方と話をしましたが、いろんな協力隊のサイト、募集サイトがありますので、それを僕も見たり、協力隊の人はやっぱりよく見てるわけです。その中で今回お、と思ったのが、先ほどの将来を見据えた協力隊の方々がどこを見ているかということ、募集サイトを見た後にその町のホームページ等々を見て、ここで起業するときにはどういった助成金があるのだろうかとか、どういったサービスをしてくれるのだろうかというところまで興味を持って町探しをしているという話を聞いた時に、なるほどなという思いもしました。

彼らにとってみれば、本当3年ごとに転々としている人も割と多いのですが、やっぱり定住してる人も全国で5割近く。まだ5割以上ではありませんが、5割近くまでいるわけでございます。

この空知の近辺を見ても、協力隊から起業したという方もおられます。そういう実績をまずは浦臼でも作っていただくことが先決かなと思います。だから今いる4人の協力隊は、ぜひ任期を全うして実績を作って、そうすると協力隊のネットワークは結構厚いものがありまして、その町の協力隊の人といたら名前もぽんぽん出てくるような方もいて、やっぱり協力隊同士のネットワークはすごいと思うので、その口コミも兼ねてこの4人の方にはできれば定住していただきたいし、その後も続々と協力隊が続いてくる、そんな状況を作っていただくことでマッチングということにもつながっていくと思います。

協力隊の今後の働き方、先ほどフリーミッション制としているという話はちょっと初めて聞いたのでびっくりしましたが、浦臼もそういうことをやっているということをしっかりと広めつつ、協力隊を育てるという意味合いも込めて、これから町でどのようにといてまいしょうか、これから町としてもしっかりと協力隊のサポートをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁はよろしいです。よろしく願いいたします。

○議長（小松正年君）

答弁はいいですか。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

補足として、すみません。再質問の中で中古店舗の取得の件があったかと思うのですが、実はこの中小企業振興条例なのですが、今年の3月に改正をしております。その時に中古店舗の取得については助成をするということになっておりまして、300万円まで上限ということで、助成できるということになっております。

それとうちの地域おこし協力隊の募集のサイトに行っていたらわかるのですが、一応うちの募集の仕方としては観光の方は観光プレイングマネージャーとして、フリーミッションでということ募集をかけております。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは発言順位4番、柴田典男議員。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

第4回定例会において、私は今回町長に1点質問をしたいと思います。ぼたんそばの産地維持と振興についてという質問でございます。

本町でぼたんそばの栽培が始まって20年以上が経過しました。絶滅しかかっていたぼたんそばの原種を無くしてはいけないという当時の皆さんが、どのような方法で保存と振興を続けていくのか知恵を出し、原種を守り続け、現在の作付につなげてきた努力には大変な苦労があったことと推察いたします。

多くのぼたんそば愛好家が集った本町のそば祭りは、2024年を最後に終わりましたが、今でも惜しむ声が寄せられているところであります。

近年は猛暑の影響により収穫量が激減しています。それに伴って生産者も減っているのが現状であります。

本町における作付面積は、令和3年から1600アール減の1万426アール、新十津川町では4000アール減の2万2938アールです。作付け農家戸数は、これは令和3年からの比較であります。本町は8戸減の27戸、新十津川町は15戸減の36戸。令和4年の収穫量、ここに反収を入れたいと思います。収穫反収量は46.8キログラムありましたが、本年は21.6キログラムでした。

一方の収支については、直接支払交付金1万3000円、産地交付金2万円、品代概算金が本年収穫量を掛け算した場合、概算金を掛けた場合で4536円、10アール当たり合計3万7536円という計算になります。経費については種子代が、これはキロ数7キロを掛けた場合です、2656円。肥料代、これはそばに使う肥料、推奨している肥料を2袋入れた場合の計算です、5180円。ナブ乳剤、これはいわゆる除草剤ですが、やってない方もいらっしゃいますが本来やったほうが良いという除草剤になります、944円。これを足し算した場合、合計8780円。秋作業を委託した場合、これは刈取料・乾燥料・運搬料を、いわゆる指標が出ているやつでキロ数

を掛けました。今年度の収穫量を掛け算した場合に出した数字でありまして、7636円。差し引きすると経費合計が1万6416円という計算になります。差し引きした場合、10アール当たり2万1120円の収入額となります。ここには春作業、耕起したりドリルでまいたりする経費は含んでいません。産地交付金があることで成り立っています。また、JAピンネでは原原種保存に尽力していて、他町から種子を購入したいという依頼があっても断っているのが現状であります。

このような状況であります。令和8年度からの産地交付金はどのような政策になるのでしょうか。また今後、幻のぼたんそばの唯一の産地として、JAピンネとの連携協議も重要になりますが、町としてどのような取り組みを考えているのか伺います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員ご質問の、ぼたんそばの産地維持と振興についてお答えいたします。

本町における本年度のそば作付面積は9566アール、単収につきましては1俵にも満たない、10アール当たり20.86キログラムとなっております。

そばの作付に係る交付金につきましては、畑作物の直接支払交付金、ゲタ対策に係る面積払いで1万3000円、数量払、地域の基準単収以上の場合に45キロ以上で1万5070円から1万8010円、産地交付金のそば作付助成で2万円、そば収量向上加算で5600円となっております。各交付金に要件がありますが、以上がそば作付に係る交付金となります。

令和8年度からの政策についてのご質問ですが、令和8年度の経営所得安定対策交付金につきましては、農林水産省より正式な発表がありませんが、本年と同様に継続される見込みです。また、産地交付金につきましても、本年と同様となる見込みです。ただし、令和9年度より水田活用の直接支払交付金が見直されることになっており、報道等で情報が出ているものの、農林水産省からの正式な情報がないのが現状となっております。

町としての取り組みにつきましては、単収が極端に低いことから、収穫量向上対策として、本年営農対策協議会において空知農業改良普及センター中空知支所とヤンマー浦臼支店と共同で、そば生産における透排水対策の実証試験を行ったところでございます。正式な結果はまだ出ておりませんが、坪刈りによる比較試算では対策を行った場所の単収は約141キログラム、未対策の場所は50キログラムと約3倍の結果が出ております。次年度につきましても同様に収量向上となる実証試験に取り組んでまいります。

ぼたんそばは農業者の方々が古くから守ってきた希少種であり、本町はその産地として一定の評価を得ています。しかし、地球規模での温暖化の影響から様々な作物の収穫時期が早まり、重複することによって円滑な作業に支障が出てきている現状です。ピンネ農協や普及センターと連携し対応策を検討してまいります。次年度におきましては播種時期の変更により収穫期を調整することができないか検証をしてま

いりたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

ありがとうございました。

私、今回ぼたんそばの質問をするにあたって、農協に実は今回ぼたんそばのことでちょっと調査したいんだけどと言ったらわざわざ説明に来ていただいて、そばの担当の方が一覧表を作って全部出してきてくれた数字があるのでそれを今回質問に載せたのですが、答弁のキ口数と面積が全然違うんだよね。それについては後で相談したいなと思うのですが。

どうしてこのぼたんそばに触れたかといいますと、テレビを見ていた時に札幌白石のそば屋さんなのですが、新そばの時期にそば屋に入って取材班がそばを食べた。うちのそばは浦臼のぼたんそばを使ってるのですと。新そばまでかな、普段は使わないけど新そばは浦臼のぼたんそばを使ってるのですよと、報道の方でおっしゃっていた。

実際どうなのかな、これだけテレビで出てるのに、では一体うちの町はどれだけぼたんそばに力入れているのかなとちょっと調査させていただきました。いわゆる検索の中でやったのですが、ぼたんそばを検索した場合、新得町、浦臼町、青森の黒石市が出てきます。さらに詳しく見ていこうとすると、新得町はいわゆる法人、若原農場というところがぼたんそばを作っていて、食堂もやっているのかな、乾麺も販売している。ネーミングをちょっと工夫してね。黒石市もそば屋さんが自分でぼたんそばの畑を作って、そして乾麺も販売している。3つしかないのかなと思ったのですが、さらに検索を進めていくと、あと富良野市も出てきます、倶知安町も出てきます。ほかはもう出てきませんでした。

これ、浦臼町以外で町が推しているところはどこにもありません。いわゆる自分個人のお店でぼたんそばを作りながら販売し、それで乾麺にして売っているというのがほかの新得、富良野、倶知安、黒石の特徴です。どこの町にもそばの乾麺があるのですね。それで、確かにうちの町にはぼたんそばがあるよというのはわかる。ただ、今は結局そば祭りもなくなって、いわゆるコマーシャルの場が減ってきて、それで今の生産量はどうなのかなと思って農協に問い合わせをしたのが現状です。

参考までになのだけど、どのように種を守っているか、これご存じですか。こういう機会なので、普段こういう数字聞かないと思うので具体的に教えたいなと思って調べました。原原種をJAピンネの実験農場で30アール作っています。次に原種、これは本町で1人、それで新十津川町で1人、合わせて812アールで作っています。次に一般種になるのですが、この一般種は新十津川の3戸で、4821アール。これが次の年の作付の種に回って、各農家に配られるのです。それだけピンネは頑張っているということが、今回調査してわかったのです。

次に問題なのは、先ほど7戸、十数戸と減ってきましたよといった中で今、米がこれだけバブルで値上がりしてるものですから、来年度に向けては更にそばの作付面積が減ると思うのですよ、新十津川も減ると思うのです。町として何か、産地としての対策を打っていくのかというのを聞いたかったのですよね、いわゆる販売に向けての対策です。

ちょっと思ったのは、例えば先ほど言った札幌白石のそば屋さんの方なのですが、例えばそこに浦臼ぼたんそばののぼりをプレゼントする。買ってもらっているそば屋さんに対するありがとうという礼も含めて、それを町としてあげたりする。それで、昔西川製麺がぼたんそばを作って、やっけてもらってたんですけど西川製麺がやめたものですから今は乾麺もなくなって、あの頃はうどんと混ぜたそば何かもやるほど力を入れていた気もするのですが、今はそういうものがない。ふるさと納税でぼたんそばを調べると、そば粉は売っている。でも乾麺はない。でも、先ほど言ったほかの町は、ふるさと納税まではまだ見てないですけど多分産地として作っていると思うのです。だから、町がうちにはぼたんそばがあるよ、これだけやっけてるのだよというものを、今後どうやって力を入れていくのかなという質問です。

新十津川の面積を載せましたけど、うちの倍なのですよね。それだと将来、新十津川がうちの方が作ってるのだからと言われたら浦臼は負けるので。そうなる前に、やっぱりうちはこれだけ力を入れているのだということ何かアピールして欲しいというのが質問です、どうでしょうか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ぼたんそばにつきましては、かつての農協職員の方が道から譲り受けて始まったという、昭和50年代に始まったと聞いておりますので、もう50年近くの歴史があるかと思えます。

今おっしゃるとおり浦臼町が発祥といえますか、1度途切れたものを再開したという意味では本当に発祥の地というようなところもありまして、町内の方にも新十津川町にも広がったわけですけど、今でも合わせて300ヘクタールでぼたんそばが作付されているということで、本当に道内においても一つの産地にはなっているかとは思っております。

当然、ぼたんそばは希少種でもありますし、一定のブランド化もされておりますので、守っていくべき品種だとは考えております。

ただ一つちょっと気になるのが、単収が20キロ台ということで、本当にわずかの量しか取れていないというのが現状であります。今面積の話がされましたけれど、やはり面積もそうですが、当然単収も上げる努力をしていかなければならないかと思っております。

補助金等につきましては経営所得安定対策等で一定の補助金がそばには出ているかとは思っておりますけれど、単収が低いとその分減額されるということも事実でござ

います。

その辺りはやはり、一定以上の収量を上げていただくそれぞれの農家の方の努力も必要だと考えております。今、守っていくためにどのような対策を取れるかということですのでけれど、今この場で作付に対して補助を出すというようなことは申し上げられません。本当に今後ともそばを守っていくという意味では農協さんとも協力をしながら、まずはいいものを作っていただく方向に持っていけるような働きかけをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

収入の関係については、答弁書で1万5070円から1万8010円、確かこれは45キロにとって初めての精算なので、今年の収穫量みたいに21キロだと概算金が9450円掛ける21キロの金額なので、本当にもう赤字と言っているのですよね。あと、このそば収量向上加算の5600円も多分、一般的には当たらないはずですから、本当に2万円かすかすの収入というところなので。

それともう1点は、結局受託する方がいないので、今日中川議員もいますけどグリーン未来がほとんど浦臼のそばの収穫を担っている。新十津川では2件刈り取りを請け負っている。それで、これからもう、うちはやめたというところも出てきていますし、元村も、これだけ米の収穫が早まっているものですから受け入れができない。結局そこら辺もあるものですから農協としても痛しかゆしというところもあって、今後どうしたらいいのだろうというところもあるのです。

だから今後、農協とも連携をやっぱり相談して行って、例えば最低量は維持したいと思うのです。だから単に交付金の単価を上げるのも、それは手っ取り早いことなのですが、先ほど言ったように、例えば観光協会が乾麺を作ってその収益分は生産者に返すとか、需要を確立するためにのぼりの配布といった、ちょっと簡単な提案を試みたのですが、もっと工夫すれば、知恵が寄せ集まればもっといいことも出てくるかもしれない。そういうことで今後検討してもらいたいなど、農協とも連携しながら、やはり産地を維持してほしいなと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

担当者が農協と話をさせていただいて、私たちも多分同じことを話されています。当然いいものを作るというのが大前提ですけれど、作るためには刈り取っていただく方と乾燥する施設と全部そろって初めて可能だということになるのは重々わかっておりますが、なかなかすぐに施設を建てます、トラクターを組織しますというのがそう簡単ではないというのは農協さんとの話し合いの中でも出てきているところです。

ただ、そば自体はなくしたくないという思いは同じですので、本当に何が可能なの

か、今後とも農協さんとは話をさせていただきたいと思います。

○議長（小松正年君）

それでは昼食のため休憩といたします。

再開時間を午後１時３０分といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時30分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位５番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○４番（野崎敬恭君）

第４回定例会において、アライグマの捕獲についてを町長に質問いたしたい。

今年もアライグマによる作物への被害は多かったようです。全道的に生息頭数が増加していることもあり、年々被害が拡大しているようです。

箱わなによるアライグマの駆除には、農業者だけではなくそのほかの町民の方々にも協力をいただいていると思いますが、アライグマをこれ以上増やさないために更なる対策を取る必要があるのではないのでしょうか。

そこで町長に次の５点について質問いたします。

今年度のアライグマの捕獲頭数は何頭か。多く出没している地区などの傾向はあるのでしょうか。

２番目、アライグマの捕獲に対する助成などはできないのでしょうか。

３番目、町が実施している箱わなの講習回数を増やすことはできないのか。

４番、町の広報で周知することで捕獲に対する効果が出るのではないのでしょうか。

５番目、アライグマを効果的に捕獲していくための対策について町長の考えをお聞かせいただきたいという質問です。

よろしく願いいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

道内におけるアライグマの生息は、ほぼ全域で確認されており、農業に多大な被害をもたらしています。

当町においても同様の状況となっているところです。

まず、ご質問の１点目についてですが、令和７年１０月末までに捕獲頭数は１２１頭となっており、比較的国道より山側での捕獲が多くなっています。

次に２点目のアライグマ捕獲に対する助成についてですが、財源の確保や捕獲確

認、殺処分的人员確保などの体制整備の問題もあり、現状の対応を継続していく考えでございます。

3点目の箱わなの講習会についてですが、令和8年度に1回開催する予定です。前回は全町民を対象に令和6年6月26日に開催され、23名が受講されています。

4点目の広報での周知については、令和6年度と同様に全戸配布による周知を行い、多くの町民に参加いただけるよう講習会開催の広報に努めてまいります。

最後に5点目の質問についてですが、効果的な捕獲としては春期捕獲が有効であると考えております。アライグマは4月から6月頃が出産期となりますので、個体数が増える前に捕獲することで、実際に捕獲した以上の効果が得られると考えております。

いずれに対しましても、アライグマの被害防止を図るためには自主防衛の意識を持ち、取り組むことが大切だと思いますので、農業者だけでなく一般町民にも継続して箱わなの貸出しを行い、町全体での対策として今後とも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

1番のアライグマの捕獲頭数は何頭か、ということでもございました。令和4年は捕獲頭数が41頭、5年が124頭、6年が87頭、今伺った7年、今年の頭数は121頭となっております。

何かこれには、ちょっとばらつきが見えてくるのですね。アライグマはそんなに増えたり減ったりするものではないと思っているのですが、これ、大体平均何頭ぐらいこの町にはアライグマがいるのか検証などしていただきたい、そのように思う次第でございます。

それから2番目のアライグマの捕獲に対する助成はできないのかという質問をいたしました。特定の住民の方、家庭菜園をしている住民の方などが結構アライグマを捕獲しているわけです。一生懸命アライグマと戦っていると言っているのかなと思っています。今、このアライグマに町を挙げてちょっと真剣に取り組んでいただきたいなと思うところがございます。なぜか、人口減少がこのまま進んでいったら、やっぱりこの害獣が増えていったら、今度は捕獲する住民も少なくなっていくという状況に置かれていくのではないのでしょうか。今のヒグマの状態みたいになってきたらまさに困るなという、そのような考えを持っています。例えば1頭につき商品券を1枚配って、アライグマの捕獲に対する意識の高揚ですとか、それをぜひ目指すことはできないのでしょうか。近隣では何千円とか言っていますけど、そんなにしなくても、自分の持っている菜園を荒らされた人たちも頑張ってくれているのでせめて餌代に、1頭当たり商品券1枚ぐらい配るのも一つの手ではないのでしょうか。

それから、3番目の町が実施している箱わなの捕獲。講習回数を増やすことはできないかをお願いしたところ、令和8年度に1回開催する予定ですということで、前回、

私もこれぜひ受けたかったのですが、ちょうど用事が入って受けられなかったということでしたので、やっぱり1人でも2人でも、そういう講習受けたかったけれどちょっと日にちが悪くて受けられなかった、そういう方に対してはやっぱり2回ぐらいの講習を行っていただければ大変にありがたく、また捕獲に対する効果も現れてくるのかなと、そのように思っております。

そして、町の広報で周知することで効果が出るのではないかという質問をいたしました。アライグマによる被害状況を住民に知らせることで住民にも意識を持ってもらうことができる、町長もそのように述べていただいておりますから、よろしいのですが。その分だけ講習会をちょっと増やしていただきたいと。

5点目にアライグマの効果的な捕獲、捕獲していくための対策について町長の考えはとお聞きしました。駆除に協力的な人が一番聞きたいと言っていた部分なのです。町長の姿勢を聞いてくれという、これは菜園をしている住民から出た言葉でございます。町長がやっぱりアライグマをもうちょっと町を挙げて、せめて3年計画とか2年計画とか町がそのような計画を立てて、住民を挙げて捕獲をやっていく、そのような考えには至らないのでしょうか。そうやって参加していただいた住民と町が協議をしながらどうやったら取れるとか、こうやったらいいなとか、そういう協議の場も設けていただきたいなど、そのように思うわけですが、町長のお考えはいかがでございましょうか。

以上です、よろしくお願いたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。1点目はどうしますか。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問の1点目にお答えします。捕獲頭数等の予測ということなのですが、捕獲の頭数のばらつきに関しましては捕獲する人の数もございまして、今うちで把握してる頭数につきましては、捕獲しました、役場に報告がありました、取りに行きましたという頭数を述べています。実際には捕獲されて自分で処理されている方もいると思いますので、そういう兼ね合いで数のばらつきがあると考えてございます。

頭数の予測につきましては、ちょっとこれにつきましては専門家ではないので、そのところについてはわからないという形になっております。

1点目については以上です。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点目に町民の方の意識の高揚を図るために、額はともかく商品券等を配ってはどうかということかと思っておりますけれど、今日はそこまで深い答え的なところはちょっと申し上げられませんが、基本的なところでは農家の、町民の方はアライグマと戦っているということですが、当然自分の作物であったりのために戦っていただいていると思っておりますので、基本的には自己防衛だという、以前からそういう考えを持っ

ておりましたので何らかの補償的なものは考えてきておりませんでした。今でもその考え方自体は変わっておりません。全ての町がそういう取り組みをしているかといえ
ばまた、そういうことでもないという事実もございますので、今のところは本当に次の
質問にも関わってきますけれども、講習会等の講師の関係もありますのでそう簡単
に増やせるかどうかちょっと確認しないとわかりませんが、講習会によってその意識
を高めてもらうのも一つの手だと思っておりますし、集まって協議をするような場を
設けるといのは、そういう場を設けて町民の方に自由に参加していただいてという
意味合いでしょうか。そのように聞こえたのですけれど、そういうことをやって積極
的な参加が得られるかどうか、そこはまだわかりませんが講習会でそういう場を設け
てもいいのかなと、今お話を聞いてて思いましたけれど、金銭的な、商品券的なもの
の配布につきましては今のところ考えてはございませんので、それ以外の部分での意
識の高揚というのは図ってまいりたいと思います。

○議長（小松正年君）

それでは再々質問ございますか。

野崎委員。

○4番（野崎敬恭君）

全てがお金で解決するとは思ってはいないところではありますが、この町で定年にな
って退職したり、高齢者になって畑で遊びましようという人たちが害獣にやられて、
いや、もうとうきびの作付やめました、何の作付やめましたという話を聞いており
ます。やっぱりこの小さくなってくる町で楽しみがだんだん薄くなっている中で、
この菜園なども一つの楽しみでもありますし、それから農家の方々は、水稻の人たち
はそんなに害はないのかもしれない。ですが、やっぱり畑作農家の人たちにとっては
それなりの被害の金額も出ているように聞いております。だから菜園とか農業とか
は関係なく、やっぱりこの害獣の駆除というものを町も本当にもうちょっと取り上げ
て、そして害獣を減らしていただきたいなと思っております。

町の中の菜園にもシカが出てきてるのです。シカは箱わなとか私たちの及ぶところ
ではなくて、ハンターさんが今一生懸命頑張ってくれているのでそういう方にお任せ
しなければならない話なのですが、アライグマは私達だとか町がやっぱり一生懸命検
討していただいて、そして害獣を減らして、みんなが楽しく老後でも送って菜園をし
て、この町で過ごしていただきたいということを考えております。

また、実際にお話いただいた町民も、ぜひ町の姿勢を、どこまで一生懸命町も考え
てくれるのか伺ってくれということが、私に言っていただいた言葉ですので、それを
町長にも町にもお届けしたわけなのです。以上、それで町長の考えがまた変わったか
どうか、答弁いただきたいと思っております。

よろしく願います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員にお話をされた方が農家の方なのかどうかちょっと気になるところで

すけれど、やはり農業被害という面で捉えているのが実態でございます。それで農家の方に中山間事業で箱わなを配布したというのもありますので、全戸に配布された箱わなを使って捕っていただいて、今年であれば120頭捕獲されているということで多い方かなとは思っております。

ただ、力を入れてといいますか、お金の面ではなくて例えば箱わなの貸し出し、農家の方には行き渡っていると思いますけれど、一般の方には要望があればお貸ししているという形を取っておりますので、まだ台数的にも余裕がありますのでそういう意味では積極的な貸し出しということも方法の一つかなとは思っております。

捕獲の意識を高める施策とその金銭的な何らかのものというのはちょっと別なものとして、意識を高める方策については取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小松正年君）

それでは、発言順位6番、高田英利議員。

高田議員。

○3番（高田英利君）

それでは令和7年第4回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。町長、教育長にそれぞれ質問をさせていただきます。

表題として防災訓練を実施してということでお伺いをいたします。

去る10月8日、晩生内地区の住民を対象に防災訓練が実施されました。住民50名以上が参加し、避難所の設営方法、非常食の取得、防災に対する講話があり、災害時の対策として大いに参考になったところです。万が一のときの心構えの一助にもなったのではないかと考えています。

また、講話の中で自助が大切であることが語られていました。災害時には支援を受けるまでに自分たちでできることは自分たちで行う。災害が起きても町がすぐに対応できるとは限らないということでした。当たり前のことですが、改めて認識できたところです。

今後、浦臼地区、鶴沼地区でも防災訓練が実施されると思いますが、1人でも多くの町民が参加し、防災意識を高めてもらうよう努めていただきたいと思います。

防災訓練後に行ったアンケートの結果にも多くの意見が出されていましたが、それらのことも踏まえ、現状の防災対策と今後についての質問とさせていただきます。

一つ目として、災害用備蓄品や備品の量は現状のまま推移をするのか。

二つ目として、避難が困難な住民の把握とその避難方法について。

3番目として、小・中学校でも同様レベルの訓練が行われているのか。

4番目として、冬期及び非常用電源を使用した訓練の実施について。

以上、お伺いいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

去る10月8日に晩生内地区で実施いたしました防災訓練におきましては、多くの住民の皆さんにご参加をいただき、改めてお礼を申し上げます。当日は段ボールベッドやテントの設置などを実際に体験していただき、また、災害時における地域の初動力を確保する上で重要となる「自助」について講話を行わせていただきました。防災訓練という実際の体験の場で、「自助」「共助」「公助」に対する意識の向上を図ることができたのではないかと考えています。

1点目のご質問につきましては、浦臼町災害備蓄整備計画に基づき、食料品や生活必需品に関しましては、家屋の全壊等のために避難所において生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な方200人が概ね発災から3日目までに必要となる数量を毎年度予算の範囲内において整備を進めております。

今後は非常食の更新や電池式ストーブの追加、非常用発電機を接続することができない施設用として可搬式小型非常用発電機の整備を予定しているところです。

2点目のご質問につきましては、町内会長や民生委員等と共有しております災害時避難行動要支援者台帳や、地域包括支援センターが保有する情報により把握することになります。また、避難方法については、地域の方の声かけや移動支援を受けて避難していただくことになります。

4点目、非常用電源を使用した訓練につきましては、関係予算を新年度に計上させていただき、晩生内地区コミュニティセンター及び鶴沼改善センターの2施設におきまして、運搬や接続等を含めた訓練を計画しています。

また、冬季における訓練につきましては、北海道の特性上、必要不可欠だと考えておりますが、まずは各地区で予定している夏季の訓練を先行して実施した後に改めて計画してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

高田議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

毎年行っております避難訓練に加え、小学校では令和2年度から、令和5年度からは小・中学校で毎年10月31日に一日防災学校を実施しており、児童生徒が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れた系統的・体系的な防災教育を行い、自らの安全を確保することのできる基礎的な知識等を身につけるよう努めているところであります。

事業内容につきましては、小学1・2年生では防災カルタなどを使った防災の基礎知識の習得、3・4年生では防災食の実食や避難所設備の体験、5・6年生では防災専門家による講義や避難設備の設置などを行っております。中学校では、防災専門家による講義やより実践的な避難所設営などを行っております。

一日防災学校の実施につきましては、総務課交通防災係の協力を得て実施しており、防災専門家につきましては、令和5年度は、小学校では北海道警察札幌方面滝川警察署員による胆振東部地震の体験講話、中学校では、北海道開発局札幌開発建設部

に設置いただいた降雨体験装置により、災害時の状況を疑似体験しております。令和6年度、小学校では自衛隊滝川駐屯地の隊員による「水の怖さについて」の講話、中学校では同じく滝川駐屯地の隊員の指導を受け、避難訓練や避難所設営及び自衛隊車両の乗車体験などをしてしております。本年度、小学校では札幌管区気象台地域防災推進課の担当者による「大雨と地震から身を守ろう」と題した講話、中学校では同じく、地域防災推進課の担当者による「気象災害と防災気象情報について」の講話及び地震に関するワークショップを行っております。

防災教育につきましては、知識の習得も大切ではありますが、それ以上に実行力が不可欠であると考えております。その実行力を養うためには、継続的に防災教育を行うことが必要であると考えておりますので、今後も関係機関の協力を仰ぎながら「一日防災学校」を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

凶らずも昨夜地震があったということで、ちょっとタイムリーな話題になったのかなというようにも考えておりますが、町長の答弁にもありましたとおり、災害時においての心構えとして、本当に自助の心構えが大切であるというお答えをいただきました。私も参加をして改めて認識したところでもありますし、アンケートの中でも、やはり自分のことは自分で守ることが改めて大事なのだというアンケートの答えもいただいた中で、やはり住民がそういう気持ちを持って、災害意識、防災に対する意識を高めることは本当に、非常に大切なことであろうかなと感じたところです。

今回の訓練は震度7の地震を想定し行ったということで、まず1点目の防災備蓄について町長からお答えいただいたところなのですが、200名が概ね3日間暮らせるような備蓄をするというお答えをいただいているところなのですが、3日間については、おそらく何らかの支援が3日後には来るであろうという想定で3日間という日にちの設定はわかるのですが、200名という人数の設定について、このことについて何か総務省や国の方から人口に対するパーセントでの200人という指示、目安があったのか、それとも町が独自で200人という人数の設定を行ったのか、その辺について1点お伺いをしたいと思っております。

また、備蓄品の備蓄状況につきましては防災倉庫だとか役場等に備蓄されていると思うのですが、防災訓練を行った中でちょっとわかったことなのですが、やはり晩生内のコミュニティーセンターだとか鶴沼改善センターには備蓄品が何も備蓄されていないという状況にも聞いておりますし、実際私もそのように認識をしております。今後そういう備蓄品の配置のところ、細分化についても検討の余地があるのかなということも合わせて1番目の再質問とさせていただきます。

次、2番目なのですが、避難困難者の把握についてということで、今町長のお答えの中では要支援者台帳だとか、包括支援センターの保有する情報を照らし合わせてと

ということになっていたのですが、災害時避難行動要支援者台帳ということで、私も災害訓練、防災訓練の折に確認をとったところ、本人の申し出の中で要支援者台帳を作成しているというお答えが返ってきた経過にあります。ということは、本人の申し出でそうなっているのですという話があったので、結局のところ、晩生内の住人の中にその台帳に含まれる人はいなかったというお答えが実際返ってきたところなので、本人がそうだとわれればそうなのかもしれないのですが、やはり高齢者の一人暮らしで車も保有していない、おまけにコミセンとかから離れて暮らしている方もいるわけで、そういう方の状況把握についても包括支援センターの情報も共有するというお答えもいただいたのですが、当然地域の方も、避難のときにはやっぱりそういう方に目を配っていくというのと絶対条件なのですが、やはり行政の方でもそういう方の情報把握というのも大切なのかなと感じました。あくまでもそれは本人の申し出と言われればそれまでかもしれませんが、そういった部分も含めてやはり生活の状況、プライベートに関わる個人情報もあろうかと思いますが、そういう個人の高齢者の暮らしぶりについても状況を把握しながら、万が一のときに備えることが大切なのかなと思いましたので、その辺についてもう少し詳しく情報があればお聞かせ願いたいと思います。

続きまして3点目の部分なのですが、小・中学校におかれましてはきめ細かな防災訓練をやっているというので、この子どもたちの知識の習得だとか、実際にあったときの行動力を養っているということで大変ありがたく思っておりますし、子どもたちに対してもきめ細かな指導をいただいているということで感謝を申し上げるところなのですが、子どもたちと学校、先生の間だけでの訓練ということで、これについても絶対やって欲しいというわけではないのですが、住民と情報共有というかその行動を共有するという意味で、例えば子どもたちと一緒にいこうとか、学校が休みの日に別日でやるのか、それとも学校の防災に合わせて住民が参加型にするのかその辺はちょっといろいろ考えるところはあるかと思いますが、避難所の設営だとか運営の考え方も含めて、やはり子どもたちと一緒に、住民と共に防災意識を高めるのも一つの考え方なのかなというところで、その辺について今後取り組むことが可能なかどうか、お答えをいただければと思います。

続きまして4点目、冬期の問題なのですが、アンケートにも何点か、発電機だとか冬季の訓練ということでお答えいただいている方がいらっしゃいました。私も本当にそのとおりだと思ひまして、昨晚の地震の折にも、私もこのままブラックアウトになったら自分の発電機を引っ張り出そうかなと考えながら床についたところなのですが、聞くところによると改善センター・晩生内コミュニティーセンターについては設備は整えてあると聞いております。ただ、実際その発電機を運んで接続して、いろいろ確認をした経過はいまだになかったという状況にありますので、それらも含めて町長、今後予算化をしていきたいということでお答えをいただきましたのでこれ以上質問はする考えはないのですが、それについてはやはり実際に災害が起こる前に1度接続をして、きちんと充電ができるのかどうか、避難者が電気を安心して使える状況にあるのかどうか、その辺は早期に実施をして確認をしていただきたいと思います。

以上3点、再質問として質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1番の部分、200人の考え方という部分になろうかと思えます。この200人につきましては防災計画上に浦臼町で規定しているものでございまして、その基礎としているのが阪神淡路大震災の時の家屋倒壊率等を用いまして推計した数字が200人ということで、実際は全町民の分が備蓄できればもちろん望ましいことではあるのですが、なかなか現実的ではないという部分で、こちらの数字を使って3日間生活できるものということで規定しているところでございます。

それから保管場所の分散という部分があったのかなと思えます。この点に関しましては町としても問題意識を持っているところでございます。避難所にそれぞれ配備するというのが望ましいのですが、使用状況も含めて、会議室なりのスペースを潰してしまうという部分もなかなか難しいことがありまして、その辺に関しましては施設の利用状況を踏まえながら今後とも検討を進めていきたいと思っているところでございます。

それから2番の部分になります。要支援者の把握、行政で積極的にという部分かと思えますけれども、この点につきまして現在は、行政が支援が必要と思われる方にアウトリーチ型でこちらから行くというのが求められているところでございます。何か具体的なものがあればということでございましたけれども、一番近いところでは胆振東部のブラックアウトの時に地域包括支援センターの方で把握している情報を基に、おにぎりですとか飲み物というものを配った実績がございます。

高齢者とか障害のある方々の状況につきましては、刻一刻と変わっていくという部分でございますので、その辺は蓄積されている情報ですとかデータを基に包括支援センターと連携して、その時々に応じて把握して、対応必要な部分につきましては対応していくという流れで考えてございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

それでは、3点目の再質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

住民と一緒に訓練等を実施できないかという内容だと思えますけれども、この一日防災学校、去年も学校運営協議会の協賛をいただいて、見学という形で住民の方にもPRをして見に来ていただいているような状況にもありますし、今年につきましても、防災に関する専門家の講話、一部の保護者の方も見学というか講話を聞きに来ていただいているような状況であります。

ですからこれをもうちょっと広くPRしまして、専門家の講話などは聞いていて十

分に役に立つものでありますので、住民の方にも聞いていただければと思いますし、あと子どもたちと一緒に何か作業ができるかどうかという部分については、これにつきましてはまた学校とも協議をさせていただいて、何ができるか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

答弁ありがとうございました。

要支援者の部分につきましては、そうせざるを得ないのかなという部分もあるのですが、1点ちょっと聞き逃したのですが、要支援者の移動支援という言葉の中で説明、回答いただいているのですが、移動支援ということはどういう状況のことを指すのか、私も認識できない部分があるのでその辺を再々質問としてちょっとお聞きしたい。

あと、備蓄品についてはいろいろあるというお答えだったのですが、例えば災害時、発電機や何かを運ぶということになると当然大型トラックだとかユニックが必要になると想定されるわけです。それにあたっては、町内の事業者等をお願いをして運搬をしてということになろうかと思うのです。これは私の考えなのですが、近年、農業者の方の経営規模がだんだん大きくなってきて、ユニック付きのトラックを持ってる方、相当数おられます。そういう方々と例えば協定を結ぶなり、災害時に協力を求めるという約束をさせていただいて、もし可能であればそういう農業者の方に例えば発電機を運んでもらうとか、備蓄品の運搬も協力してもらうとか、そういう協定の考え方もあるのかなと私は考えているところなのですが、その辺はいかがでしょうか。

これを再々質問とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

それでは最初の、移動支援についていいですか。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

高田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、移動支援につきましては、最初の町長からの答弁にある下りかなと思います。地域の方の声かけや移動支援を受けて避難していただくこととなりますということ、もちろん要支援者台帳に登録されている方につきましては当該避難方法で避難所まで避難していただくという形になるのですが、それに登録のない方でも当然、災害の状況ですとか、時期によっては自ら避難できない可能性があるという部分を把握した上で、行政の方で避難所までの移動を支援させていただくという考えでございます。

あとは発電機等の運搬について、農業者等に協定を結んで対応していただくのはどうかという部分になります。現状につきましては、町内の事業者が防災倉庫からの搬出をユニック車を使って行っているという現状でございます。これにつきましては当

然周辺の農業者で協力いただける方がもしいるのであれば望ましいかなという部分
はございますし、あとは災害の状況によっては皆さんが被災者になるというところ
で、それは業者もしかりというところなのですけれども、この点に関しては状況に応
じて今は対応しているというところでございます。こちらから声かけを行ったという
実績もございませんので、もし何らかの方法で協力いただける町内事業所のほかに
も、町外からの物資の搬入という部分も、協定を結ばさせていただいてる部分がござ
いますので、全体を見通した中でもし協力していただける方がいらっしゃるのではあ
ればもちろん検討させていただきたいというところまでしか、現状ではちょっとお答え
できないかなと思います。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これをもって一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時20分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第46号

○議長（小松正年君）

日程第10、議案第46号 浦臼町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の5ページをお開き願います。

議案第46号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与等に関する条例（昭和43年浦臼町条例第33号）の一部を次の
ように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和7年人事院勧告に基づき民間給与水準に準拠し、町
長、副町長、教育長の期末手当の支給率を改正するものでございます。

改正の内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の
1ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、2条立ての改正条例となっており、まず初めに第1条
による改正でございます。第4条第2項において規定しております、12月に支給す

る期末手当の支給割合につきまして「100分の230」を「100分の235」に引き上げるものでございます。

次のページ、別冊参考資料の2ページをお開き願います。

第2条による改正では、条例第4条第2項に規定してございます6月に支給する期末手当の支給割合につきまして「100分の230」を「100分の232.5」に引き上げ、第1条において改正いたしました12月に支給する期末手当の支給割合につきまして「100分の235」を「100分の232.5」に引き下げる改正となっております。

議案書の6ページにお戻りください。

附則 本条例の施行期日を定める第1条におきまして、第1項では本条例を公布の日から施行しようとするものでございますが、ただし書きにおきまして、第2条による改正後の規定は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

同条第2項におきましては、第1条による改正後の規定は令和7年12月1日から適用しようとするものでございます。

附則第2条につきましては、第1条の改正前に支給された給与は、改正後の規定により支給される給与の内払とみなすことを規定するものでございます。

以上が、議案第46号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第46号 浦臼町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第47号

○議長（小松正年君）

日程第11、議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の7ページをお開き願います。

議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の給与等に関する条例（昭和39年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和7年人事院勧告に準拠し、給料月額及び手当等を改正するものでございます。

改正の内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の3ページをお開き願います。

今回の改正につきましては2条立ての改正条例となっており、まず初めに、第1条による改正の内容でございます。第11条第2項第2号において規定する、自動車等を使用して通勤する職員の片道使用距離に応じて支給する通勤手当を、手当の支給月額につきまして、ハ、10キロメートル以上15キロ未満につきまして「7100円」を「7300円」。ニ、15キロ以上20キロ未満を「1万円」を「1万400円」。ホ、20キロ以上25キロ未満を「1万2900円」を「1万3500円」。ヘ、25キロ以上30キロ未満である職員につきましては「1万5800円」を「1万6600円」。ト、30キロ以上35キロ未満である職員は「1万8700円」を「1万9700円」。チ、35キロ以上40キロ未満である職員は「2万1600円」を「2万2800円」。リ、40キロ以上45キロ未満である職員は「2万4400円」を「2万5900円」。ヌ、45キロ以上50キロ未満である職員は「2万6200円」を「2万9100円」。ル、50キロ以上55キロ未満である職員は「2万8000円」を「3万2300円」。ヲ、55キロ以上60キロメートル未満である職員は「2万9800円」を「3万5500円」。ワ、60キロ以上である職員は「3万1600円」を「3万8700円」にそれぞれ引き上げる改正をしようとするものでございます。

次のページ、別冊参考資料の4ページをお開き願います。

勤務1回当たりに支給する、宿日直手当の支給額を規定しております第16条では、現行の「4400円」を「4700円」に引き上げる改正を行おうとするものでございます。

次に、期末手当について規定しております第21条第2項の改正につきましては、期末手当基礎額に乗じる支給割合を現行の「100分の125」を「100分の127.5」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

同条第3項では、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の支給割合に係る読替え規定を定めておりますが、読替え前の支給割合を「100分の125」から「100分の127.5」に、読替え後の支給割合を「100分の70」から「100分の72.5」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に第22条第2項では、職員に対する勤勉手当の支給割合につきまして「100分の105」を「100分の107.5」に引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当の支給割合につきましては「100分の50」を「100分の52.5」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に、給料表の改正でございますが、議案書の10ページから12ページまでの別表第1、行政職給料表の改正につきましては、初任給について5.2%から6.5%引き上げるとともに、1級係員で5.2%、2級係員で4.2%の引上げ改定を行うものでございます。全体の平均改定率につきましては、約3.3%の引上げでございます。

また、議案書の13ページから16ページまでの別表第2、医療職給料表の改正につきましても、行政職給料表との均衡を図るため、これに準じた改定となっております。

続きまして、別冊参考資料の5ページをお開き願います。第2条による改正の内容でございます。

期末手当について規定しております第21条第2項におきましては、本条例第1条において改正いたしました期末手当基礎額に対する支給割合を「100分の127.5」から「100分の126.25」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

同条第3項では定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の支給割合に係る読替え規定を定めておりますが、読替え前の支給割合を「100分の127.5」から「100分の126.25」にし、読替え後の支給割合につきまして「100分の72.5」を「100分の71.25」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

第22条第2項では、本条例第1条において改正いたしました職員に対する勤勉手当の支給割合につきまして、「100分の107.5」を「100分の106.25」に引き下げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当の支給割合につきましては「100分の52.5」を「100分の51.25」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

議案書の8ページにお戻りください。

附則 本条例の施行期日を定める第1条におきまして、1項では、本条例を公布の日から施行しようとするものでございますが、ただし書きにおいて第2条による改正後の規定は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

同条2項におきましては、本条例第1条の規定中、通勤手当及び宿日直手当に関する改正規定は令和7年4月1日、期末手当及び勤勉手当に関する改正規定は令和7年12月1日から適用しようとするものでございます。

次のページ、議案書の9ページをお開きください。

附則第2条につきましては、第1条の改正前に支給された給与は改正後の規定により支給される給与の内払とみなすことを規定するものでございます。

以上が、議案第47号 浦臼町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第48号

○議長（小松正年君）

日程第12、議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の17ページをお開き願います。

議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年浦臼町条例第17号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長川畑智昭

提案理由でございますが、令和7年人事院勧告に準拠し、期末手当及び勤勉手当の

支給率を改正するものでございます。

改正の内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料6ページをお開き願います。

今回の改正につきましては2条立ての改正条例となっており、まず初めに第1条による改正の内容でございます。

期末手当について規定しております第12条の改正では、職員の給与に関する条例第21条第2項を準用する支給割合の読替え規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の125」から「100分の127.5」に、読替え後の支給割合を「100分の75」から「100分の76.5」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に、勤勉手当について規定しております第12条の2の改正におきましては、職員の給与に関する条例第22条第2項を準用する支給割合の読替え規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の105」から「100分の107.5」に、読替え後の支給割合を「100分の50」から「100分の51」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

続きまして、別冊参考資料の7ページをお開き願います。第2条による改正の内容でございます。

期末手当について規定しております第12条の改正では、職員の給与に関する条例第21条第2項を準用する支給割合の読替え規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の127.5」から「100分の126.25」に、読替え後の支給割合を「100分の76.5」から「100分の75.75」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

次に、勤勉手当について規定しております第12条の2の改正におきましては、職員の給与に関する条例第22条第2項を準用する、支給割合の読替え規定について、読替え前の支給割合を「100分の107.5」から「100分の106.25」に、読替え後の支給割合を「100分の51」から「100分の50.5」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

議案書の18ページにお戻りください。

附則 本条例の施行期日を定める第1条におきまして、第1項では本条例を公布の日から施行しようとするものでございますが、ただし書きにおきまして、第2条による改正後の規定は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

同条第2項におきましては、本条例第1条の規定を令和7年12月1日から適用しようとするものでございます。

附則第2条につきましては、本条例第1条の改正前に支給された給与は改正後の規定により支給される給与の内払とみなすことを規定するものでございます。

以上が、議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。
これより、議案第48号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第48号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第49号

○議長（小松正年君）

日程第13、議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の19ページをお開き願います。

議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年浦臼町条例第18号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和7年人事院勧告に準拠し、期末手当及び勤勉手当の支給率を改正するものでございます。

改正の内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料8ページをお開き願います。

今回の改正につきましては2条立ての改正条例となっており、まず初めに第1条に

よる改正の内容でございます。

期末手当について規定しております第8条の改正では、職員の給与に関する条例第21条第2項を準用する支給割合の読替え規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の125」から「100分の127.5」に、読替え後の支給割合を「100分の75」から「100分の76.5」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に、勤勉手当について規定しております第8条の2の改正におきましては、職員の給与に関する条例第22条第2項を準用する支給割合の読替え規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の105」から「100分の107.5」に、読替え後の支給割合を「100分の50」から「100分の51」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

続きまして、別冊参考資料の9ページをお開き願います。第2条による改正の内容でございます。

期末手当について規定しております第8条の改正では、職員の給与に関する条例第21条第2項を準用する支給割合の読替え規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の127.5」から「100分の126.25」にし、読替え後の支給割合を「100分の76.5」から「100分の75.75」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

次に、勤勉手当について規定しております第8条の2の改正におきましては、職員の給与に関する条例第22条第2項を準用する支給割合の読替え規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の107.5」から「100分の106.25」に、読替え後の支給割合を「100分の51」から「100分の50.5」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

議案書の20ページにお戻りください。

附則 本条例の施行期日を定める第1条におきまして、第1項では本条例を公布の日から施行しようとするものでございますが、ただし書きにおいて、第2条による改正後の規定は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

同条2項におきましては、本条例第1条の規定を令和7年12月1日から適用しようとするものでございます。

附則第2条につきましては、本条例第1条の改正前に支給された報酬等は、改正後の規定により支給される報酬等の内払とみなすことを規定するものでございます。

以上が、議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第49号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第3号

○議長（小松正年君）

日程第14、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開時間を15時ちょうどにいたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時55分

○議長（小松正年君）

それでは、全員おそろいですので会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第50号

○議長（小松正年君）

日程第15、議案第50号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは予算書のご用意をお願いいたします。

議案第50号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4972万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2391万1000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債の補正」による。

令和7年12月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表繰越明許費補正についてご説明をいたします。7ページをお開きください。

1. 追加でございます。5款農林水産業費、1項農業費、事業名、水利施設等保全

高度化事業、金額1600万円でございます。取水口揚水機場ポンプ改修に係る令和8年度事業の一部につきまして、令和7年度事業への移行分事業費を設定するものでございます。

次に、第3表地方債の補正についてご説明をいたします。8ページをお開きください。

1. 追加でございます。

1点目、起債の目的、水利施設等保全高度化事業、限度額780万円でございます。本事業は、取水口揚水機場ポンプ改修に充当する財源として過疎対策事業債を借り入れるものでございます。

2点目、起債の目的、小学校空調設備整備事業、限度額190万円でございます。本事業は小学校音楽室エアコン整備に充当する財源として、緊急防災・減災事業債を借り入れるものでございます。

3点目、起債の目的、教育DX推進事業、限度額1300万円でございます。本事業は、児童・生徒用タブレット端末更新等に充当する財源として、デジタル活用推進事業債を借り入れるものでございます。

次に、2. 変更でございます。

起債の目的、緊急自然災害防止事業債、限度額1120万円を2360万円に変更するものでございます。除雪機械修繕整備、町道補修及び二本松川改修工事に係る借入金に伴い変更するものでございます。

今回の地方債の補正における起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、全起債共通の内容となっております。起債の方法につきましては、証書借入。利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法でございますが、政府資金につきましては、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる、とするものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるものといたします。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。13ページをお開きください。主なものについてご説明をさせていただきます。

なお、本補正予算における2節給料、3節職員手当等、27節繰出金につきましては、令和7年人事院勧告に伴い、差額支給分を追加計上するものでございますが、特別職につきましては、本補正予算にて特例措置による削減分を減額するものでございます。

2款総務費、1項3目企画費、補正額338万8000円の追加でございます。12節委託料におきまして、庁舎内ネットワーク中継機器の更新に伴う所要額を計上するものでございます。

8目諸費、補正額1692万3000円の追加でございます。各節におきまして、当町特産品等の記念品贈呈に係る経費を追加計上するものでございます。

3款民生費、1項6目国民年金事務費、補正額40万6000円の追加ございま

す。12節委託料におきまして、年金生活者支援給付金事業の機能追加に伴う所要見込み額を計上するものでございます。

2項児童福祉費、15ページをお開きください、1目児童福祉総務費、補正額172万6000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、対象世帯の保育料の増額に伴う補助見込み額を追加計上するものでございます。

4款衛生費、3項1目診療所費、補正額305万6000円の減でございます。11節役務費におきまして、町立診療所の建替えに伴う旧施設備品等処分料の不用額を減額するものでございます。17節備品購入費におきまして、新設備品購入費の不用額を減額するものでございます。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費、補正額42万3000円の追加でございます。各節におきまして、中山間地域等直接支払推進交付金の追加交付に伴う事務費相当分を追加計上するものでございます。

5目農業振興費、補正額923万6000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、3点の補助金を計上するものでございます。1点目の農業活性化支援事業補助金につきましては、農薬散布ドローン等の購入に係るものとして440万円を、2点目の農業次世代人材投資資金交付金につきましては、新規就農者の経営資金に対する交付金として75万円を追加計上するものでございます。3点目の経営発展支援事業・世代交代円滑化事業補助金につきましては、農業用機具修繕及び機械導入に係る補助金として391万4000円を計上するものでございます。なお、財源につきましてはそれぞれ農業活性化支援事業補助金、農業次世代人材投資資金経営開始型交付事業補助金、経営発展支援事業補助金を活用するものでございます。

17ページをお開きください。

8目水利施設管理費、補正額1600万円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、繰越明許費にてご説明いたしました取水口揚水機場ポンプ改修の所要見込み額を計上するものでございます。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額47万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、エゾシカ肉消費量増による所要見込み額を追加計上するものでございます。

歳出合計、4972万8000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。9ページをお開きください。

12款分担金及び負担金、1項3目農林水産業費負担金、補正額427万3000円の追加でございます。取水口揚水機場ポンプ改修工事に係る受益者負担分を計上するものでございます。

14款国庫支出金、2項6目総務費国庫補助金、補正額233万5000円の追加でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分予定額を計上するものでございます。

3項2目民生費委託金、補正額40万5000円の追加でございます。年金生活者

支援給付金事業の機能追加に伴うシステム改修に対する委託金を計上するものでございます。

15款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金、補正額1521万8000円の追加でございます。歳出にてご説明の農業総務費、農業振興費及び水利施設管理費に係る補助金の計上、また、農業委員会活動促進事業補助金につきましては、割当額の変更による減額でございます。

16款財産収入、2項2目物品売払収入、補正額45万円の追加でございます。福祉バス売却による計上でございます。

19款諸収入、11ページをお開きください。3項2目雑入、補正額7080万4000円の追加でございます。1点目のデジタル基盤改革支援補助金でございますが、システム標準化及び共通化に係る事業費に対する補助金を計上するものでございます。なお、こちらの収入元は地方公共団体情報システム機構により、雑入にて計上するものでございます。2点目の水道料金等負担金につきましては、町内事業者の水中ポンプ故障に対応した所要額を計上するものでございます。

20款町債、1項4目農林水産業債、補正額780万円の追加でございます。取水口揚水機場ポンプ改修工事に係る借入金でございます。

5目土木債、補正額1240万円の追加でございます。1節道路橋梁事業債につきましては、除雪機械修繕整備及び町道補修に係る借入金でございます。2節河川事業債につきましては、二本松川改修に係る借入金でございます。

7目教育債、補正額1490万円の追加でございます。小学校音楽室エアコン整備及び児童・生徒用タブレット端末更新等に係る借入金でございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額7937万9000円の減でございます。財源調整に伴い、財政調整基金への繰戻しを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の4972万8000円の追加となっております。

以上が、議案第50号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

16ページですが、農業振興費の緊急銃猟用備品というのがあるのですが、これ、どういうものなのか教えていただければ。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

今回の緊急銃猟の件で備品、委託費等を補正させていただいたのですが、今回は使い切りの補助金のため、委託費、ハンターさんに対する謝礼のお金を使わなかったもので、これを備品のほうに振り替えるというような形になってございます。使い切りの補助金ということで、そのような形にさせていただきました。

備品の内容は今ちょっと精査をしている段階ですが、サーチライトを買いましたので、その三脚を買う検討を今はしております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

よくわからないので質問なのですが、12ページ、雑入で、水道料金等負担金がこの一般会計の補正で出てきているのですが、水道会計の方で処理されるものではなくて一般会計の雑入で処理されるという、その辺の内容的な理由を知りたかったのですが。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

これにつきましては、8月29日から9月8日ぐらいまでの間、神内さんの水道ポンプが全て故障をしまして、牛舎等に水が行かないというような状態になりましたので、ちょうどB&Gのプールが終わっていましたので、その配管を利用して神内ファームの方にタンクを積んだ車を用意しまして、1日何台という形で給水したという形になっておりまして、その水道代金につきましては教育委員会が一度立替払いをしまして、支払いをして、今回その支払い分を神内ファームさんの方からいただくという形で、一般会計の方で受けるという形になってございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

歳入の10ページなのですが、国庫補助金の地方創生臨時交付金。

これは物価高騰対策だと思うのですが、まだ予定ということですけど今騒がれてるお米券だとか、そういった部分で話が出ている物価高騰対策の臨時交付金という考え方だと思うのですが、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の補正予算に追加計上してございます地方創生臨時交付金でございますけど

も、現在報道等で閣議決定をされてますけども、そのお米券等に係る物価高騰対策の交付金とは別の、前段で来ていた交付金になってございます。

これを既存の事業に充当するために今回、補正予算に計上してございます。その後段にありました、これから行われる物価高騰対策につきましては、別途補正予算にて対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第50号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第51号

○議長（小松正年君）

日程第16、議案第51号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案第51号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2082万4000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

それでは、歳出のみの説明になります。4ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては人事院勧告に伴い、事務担当職員の人件費を追加するものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、22万円の減額でございます。

4款保健医療費、1項1目特定健診事業費、22万円の追加でございます。

歳出合計、0円でございます。

以上が、議案第51号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長(小松正年君)

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第51号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第52号

○議長(小松正年君)

日程第17、議案第52号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹(國田幹夫君)

議案第52号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ19万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6004万9000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

それでは歳出よりご説明いたします。8ページをお開き願います。

なお、今回の補正につきましては、人事院勧告に伴い、事務担当職員の人件費を追加するものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19万5000円の追加でございます。

歳出合計、19万5000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、19万5000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ19万5000円の追加でございます。

以上が、議案第52号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第52号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第53号

○議長(小松正年君)

日程第18、議案第53号 令和7年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○上嶋俊文君

それでは、議案第53号を説明いたします。別冊、令和7年度浦臼町下水道事業会計補正予算書(第1号)をご覧ください。1ページ目をお開きください。

議案第53号 令和7年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条 令和7年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。第1款下水道事業収益、既決予算額1億1149万円に34万9000円を増額し、1億1183万9000円とするもので、内訳としまして、第1項営業収益に34万9000円を増額するものでございます。

次に支出でございます。第1款下水道事業費用、既決予算額8103万1000円に、歳出と同額の34万9000円を増額し、8138万円とするもので、内訳としまして、第1項営業費用に18万2000円、第2項営業外費用に16万7000円をそれぞれ増額とするものでございます。

第3条 予算第4条中、減債積立金2789万9000円を2791万9000円の2万円増とし、過年度利益剰余金処分数額597万1000円を595万1000円の2万円減に改めるものでございます。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 給与費、既決予算額712万2000円に18万2000円を追加し、730万4000円とするものでございます。

第5条 予算第10条中、当年度利益剰余金のうち2789万9000円を2791万9000円とし、処分の金額を次のように改める。

(1) 減債積立金、既決処分数額2789万9000円から2万円を増額し、2791万9000円とするものでございます。

令和7年12月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

今回の提案理由につきましては、令和7年度人事院勧告に伴います職員の人件費を追加するものでございまして、その調整財源としまして下水道使用料の増額を見込むものでございます。

補正内容の詳細につきましては、別添の令和7年度下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書にて説明したいと思っておりますので、実施計画書の1ページ目をお開

きください。

令和7年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書、収益的収入及び支出の、収入でございます。

下水道事業収益、補正前総額1億1149万円に34万9000円を追加し、補正後総額1億1183万9000円とするもので、内訳としまして、営業収益、下水道使用料に34万9000円を追加するものでございます。

2ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出の、支出でございます。

下水道事業費用、補正前総額8103万1000円に34万9000円を追加し、補正後総額8138万円とするものでございます。

内訳としましては、営業費用総係費におきまして先ほど説明しました人事院勧告に基づきます職員関係の給与費の増額により、給料12万4000円、手当5万2000円、賞与引当金5000円、法定福利費引当金1000円をそれぞれ増額とするものでございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費におきまして、企業債の借入条件であります利率見直し等により、15万6000円が増となるほか、昨年度実施しました下水道マンホールポンプ場の汚水ポンプ及び動力制御盤等の処分に伴いまして、鉄道の有価物に対して売却益が発生したことから、売却益のうち補助金相当分、2分の1でございますが、1万318円を返還するため、1万1000円を追加補正するものでございます。

詳細説明につきましては以上でございますが、この補正予算書には予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書を添付しておりますので、ご高覧願います。

以上が、議案第53号 令和7年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）の内容説明でございます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

収入支出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第53号 令和7年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第54号

○議長（小松正年君）

日程第19、議案第54号 浦臼町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の21ページをお開き願います。

議案第54号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条第1項に基づきまして、国が策定しました地方公共団体情報システム標準化基本方針によりまして、本町におきましても標準化システムの仕様に対応するため税務システムの改修が行われまして、現在町税を納付していただいております集合主税方式を選択することができなくなりまして、税目ごとの課税になりますことから、納税者の負担を平準化したく、固定資産税及び軽自動車税種別割の納期を変更するものでございます。

説明につきましては別冊参考資料にてご説明いたしますので、資料の10ページをお開き願います。

初めに、条例第67条第1項では固定資産税の納期を定めてございます。なお、納付回数につきましては今までどおり4回に変わりはございませんが、納付していただきます月が変更となりますのでよろしくお願いいたします。

まず第1期では、改正前「6月10日から同月30日まで」を改正後「5月10日から同月31日まで」に改めまして、次に第2期では、改正前「8月1日から同月31日まで」を改正後「7月1日から同月31日まで」に改めまして、次に第3期では改正前「10月1日から同月31日まで」を改正後「9月1日から同月30日まで」に改めまして、次に第4期では改正前「12月1日から同月25日まで」を改正後「11月1日から同月30日まで」に改めるものでございます。

次に、第83条第2項では軽自動車税種別割の賦課期日及び納期を定めてございます。納付回数につきましては今までどおり1回に変わりはございませんが、納付していただきます月が変更となるものでございます。

改正前「6月10日から同月30日まで」を改正後「5月10日から同月31日まで」に改めるものでございます。

議案書の22ページにお戻り願います。

附則 施行期日でございますが、第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、固定資産税に関する経過措置でございますが、第2条 この条例によります改正後の浦臼町条例、以下新条例といいますが、第67条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税に適用し、令和7年度分までの固定資産税につきましては、従前の例によるものでございます。

次に、軽自動車税に関する経過措置でございますが、第3条 新条例第83条第2項の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割につきましては、従前の例によるものでございます。

以上が、議案第54号 浦臼町税条例の一部を改正する条例についてのご説明です。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第54号 浦臼町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第55号

○議長（小松正年君）

日程第20、議案第55号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

それでは、議案書の23ページをお開き願います。

議案第55号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条第1項に基づいて国が策定した地方公共団体情報システム標準化基本方針により、浦臼町においても標準化に対応するための基幹税務システム改修が行われ、標準化後は現行の集合主税方式を選択することはできず、税目ごとの課税となるため、納税者の負担を平準化する観点などから国民健康保険税の納期を変更するもので、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきます。参考資料11ページをお開き願います。

なお、今回の改正は第12条第1項、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期を、第1期から第4期までを第1期から第6期までに改正するものでございます。

第1期では、改正前「6月10日から同月30日まで」を改正後「7月10日から同月31日まで」に改め、次に第2期では、改正前「8月1日から同月31日まで」の納期は改正後も変更はございません。次に第3期では、改正前「10月1日から同月31日まで」を改正後「9月1日から同月30日まで」に改めまして、次に第4期では、改正前「12月1日から同月25日まで」を改正後「10月1日から同月31日まで」に改めます。次に、改正後「第5期 11月1日から同月30日まで」、「第6期 12月1日から同月25日まで」を追加するものでございます。

議案書の24ページにお戻り願います。

附則 施行期日、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

適用区分、この条例による改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、議案第55号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上であります。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第55号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第56号

○議長（小松正年君）

日程第21、議案第56号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の25ページをお開き願います。

議案第56号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年浦臼町条例第29号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づきまして、本町の基幹業務システムでございますが令和8年2月2日から標準化システムへ移行することになりまして、当該システムに実装されました住登外者宛名番号管理機能を管理すること、また、番号利用事務の追加等を行いたく、所要の改正をしようとするものでございます。

ご説明につきましては、別冊参考資料によりご説明いたしますので、資料の12ページをお開き願います。

第1条では趣旨を定めてございまして、条文の決まりを指すことを目的としまして、改正前「第9条2項」を改正後「第9条第2項の規定」に改めるものでございませぬ。

次に、第2条では定義を定めてございまして、本条例におきまして基幹業務システムが標準化システムへ移行することに伴いまして、複数の基幹業務システムや情報提供ネットワークシステムを連携して行う住登外者宛名番号管理機能を実装するため用語の意義を追加したく、(7)から(9)の3号を加えさせていただきます。

次に、第4条では個人番号の利用範囲を定めてございまして、一つ目の改正でございませぬが、第1項中にあります改正前「及び町」を改正後「、町」に改めるものでございませぬ。次に、同項中にあります二つ目の改正につきましては、国の法律第9条第2項に基づく条例で定める事務に町の執行機関が住民基本台帳に記録されていない者に関わる住所等の情報である住登外者宛名情報を利用して、法律の別表に定める事務及び同法第9条第1項の準法定事務を加えるための改正でございませぬ。

次の改正でございませぬが、同条第4項を第5項に繰り下げ、第3項の次に第4項といたしまして、追加の内容でございませぬが、町の執行機関は法律で定められた事務のために自ら保有いたします住登外者宛名情報を利用することができる規定を追加するものでございませぬ。

続きまして、資料の14ページをお開き願います。

改正の内容につきましては、別表の2となつてございまして、改正後の資料で説明をさせていただきます。

まず、1の項にあります特定個人情報の欄の中にあります「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「(昭和57年法律第8条)」を加えるものでございませぬ。

引き続き特定個人情報の欄、第6号では、独自利用事務を処理するために当たりまして「住登外者宛名情報にあつて規則で定めるもの」を追加するものでございませぬ。

次に2の特定個人情報の欄、第5号、次のページをお開き願います、3の特定個人情報の欄、第5号につきましても、「住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの」をそれぞれ追加するものでございませぬ。

議案書の28ページにお戻り願います。

附則 この条例は、令和8年2月2日から施行するものでございませぬ。

以上が、議案第56号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明でございませぬ。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございませぬ。

○議長(小松正年君)

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第56号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

したがいまして、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日10日は午前10時より議会を再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後3時45分

浦臼町議会第4回定例会 第2号

令和7年12月10日（水曜日）

○議事日程

- 1 議案第57号 浦臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 2 議案第58号 浦臼町特定教育・保育施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第59号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第60号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第61号 浦臼町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第62号 指定管理者の指定について（浦臼町米穀乾燥調製貯蔵等施設）
- 7 議案第63号 指定管理者の指定について（浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館「ジュース等製造施設」）
- 8 議案第64号 指定管理者の指定について（浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館「ブドウ果搾汁施設」）
- 9 議案第65号 指定管理者の指定について（浦臼町田園空間博物館石造り倉庫）
- 10 所管事務調査について

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	仲	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務	長	城	宝	睦	己	君
総	務	幹	安	田	良	弘	君
総	務	幹	早	坂	隆	広	君
住	民	長	明	見	将	幸	君
福	祉	長	齊	藤	淑	恵	君
福	祉	幹	粟	野	敏	朗	君
産	業	長	馬	狩	範	一	君
産	業	幹	山	崎		哲	君
建	設	長	上	嶋	俊	文	君
会	計	者	中	田	帯	刀	君
教	育	長	横	井	正	樹	君
教	育	幹	小	田	修	司	君
農	業	長	位	田		勝	君
代	表	員	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	藤	澤	翔	太	郎

◎再開の宣告

○議長（小松正年君）

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の2日目に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

◎日程第1 議案第57号

○議長（小松正年君）

日程第1、議案第57号 浦臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案29ページをお開き願います。

議案第57号 浦臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

浦臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により改正された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に係る基準は条例で定める事項とされ、本町においても令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するにあたり、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

条文の説明の前に、乳児等通園支援事業の概要についてご説明いたします。

この事業は国の「こども未来戦略」に基づき創設された制度で、子どもの成長の観点から全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する観点から、令和6年法改正により乳児等のための支援給付として、令和8年度から全国全ての自治体で実施されるものです。

利用対象者は保育所等に在籍していない生後6か月から満3歳未満で、利用時間は月10時間の枠内とし、時間単位で柔軟に利用できるもので、対象者、利用時間ともに国の基準に準じたものとなっております。

既存の一時預かり事業は、保護者の就労や病気など、一時的に保育が必要な子どもを預かることが目的ですが、この事業は保護者のために預かるものではなく、家庭に

いるだけでは得られないような様々な経験を通して、子どもが成長していくように子どもの育ちを応援することが目的となります。

30ページをお開き願います。

この条例は3章27条で構成されております。

第1条においては児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものと規定しており、第2条では最低基準の目的として、この事業において利用乳幼児の育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するものとし、第3条では最低基準の向上を規定し、第1項で町長は、児童の保護者や事業を行うものに対し、設備及び運営を向上させるように勧告できることを、第2号では、町は最低基準を常に向上させるように努めることを定めています。

第4条では最低基準と事業者についてを規定し、第1項では事業者は最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないとし、第2項では最低基準を理由に、現在の設備または運営を低下させてはならないとしております。

31ページになります。

第5条では事業者の一般原則について、6項にわたる事項を一般原則とし、事業者が利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、保護者などに運営の内容を適切に説明するように努めることなどを定めております。

第6条では事業者と非常災害についてを規定し、火災や非常時のための訓練を義務付けており、第7条では安全計画の策定について規定し、4項にわたる事項により安全計画の策定と適切な運用を定めております。

32ページになります。

第8条では、自動車を運行する場合の所在の確認を規定し、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の所在を確実に把握することを、第9条の事業所の職員の一般的要件では、職員の健康面と資質など必要な要件を示し、第10条の事業所の職員の知識及び技能の向上等では、第1項で職員は自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること、第2項では、事業者は職員に対し研修の機会を確保することとしております。

第11条では、他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準を規定し、この事業に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができるとし、第12条では利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分等によって差別的取扱いをしてはならないとしています。

33ページになります。

第13条では、虐待等の禁止について規定し、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為を禁じております。

第14条の衛生管理では、事業者は衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること、第2項では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること、第3項では、医薬品の備えと適正管理について定め、第15条では、食事の提供を行う場合には、適切な設備を備えなければならないこと。

第16条では、事業所内部の規定について、11号にわたり、運営についての重要

事項に関する規定を定めておかなければならないとしています。

34ページになります。

第17条では、事業所に備える帳簿の整理について、第18条では、第1項では事業所の職員、第2項では職員であったものが業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じることを定め、第19条では利用乳幼児又はその保護者等からの苦情窓口を設置すること、第2項では、事業者は町からの指導または助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならないとしています。

第20条では、この事業運営の形態を一般型と余裕活用型の2つの類型とすること、第2項では一般型は余裕活用に該当しないものとし、第3項では余裕活用型は、保育所、認定こども園等の施設の利用定員に余裕がある場合に、その定員に満たない数以下の乳幼児を対象として行うこととしています。

35ページになります。

第21条では、一般型の設備の基準を8号にわたり定めております。

37ページになります。

第22条では、一般型事業所には保育士、その他の従事する職員として、町長が行う研修を修了した者を置かなければならないとし、第2項で従業者1人につき受け入れができる乳幼児の数を定め、従業者の半数以上は保育士とすることとし、ただし書きで一つの一般型事業所の職員は最低2人とすること。第3項では、特例として、保育所等が一体的に運営されており、その職員の支援を受けることができ、この事業に従事する職員が保育士である場合、利用乳幼児が3人以下で保育所の施設を利用し実施され、その保育所等の職員の支援を受けることができる場合は、職員数を1人にすることができるとしています。

第23条では、一般型事業所における支援は、内閣総理大臣が定める保育指針に準じ、事業の特性に留意して提供することとしています。

38ページになります。

第24条では、保護者と密接な連絡をとり、支援内容について保護者の理解と協力を得るように努めなければならないとしています。

第25条では、余裕活用型事業所の設備及び職員の基準については、保育所、幼保連携型認定こども園等それぞれの定める設備及び運営基準によるとしています。

第26条では、第23条の支援内容及び第24条の保護者との連絡規定は余裕活用型事業について準用することを規定し、第27条では、本条例において書面で行うことが規定または想定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができるとしています。

39ページになります。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第57号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

ただいま、制約とか決まりとかいろいろな面を説明いただいたところでありますけれども、これを運営するにあたって浦臼の施設に改修が必要なところがあるのか、備品とかそういうので用意するものは全てそろっているのか、今後その浦臼の施設ですぐ受け入れる体制ができるのかどうかをお聞きしたい。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

中川議員の質問にお答えいたします。

1点目の改修については、令和8年4月からの予定では、浦臼町の子育て支援センターでの運用を予定していますので、改修は必要ないと考えております。

また、備品においても子育て支援センターにあるもので十分かと考えてございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

浦臼町は保育型の、保育所もある認定こども園になっているはずなのですが、この辺の関係で指定管理ということではありますが、この面に関して事業者とこの条例についての協議が、どのような形でなされたのかお伺いをいたしたいと思います。

それともう1点は、附則のところに条例の公布の日とあるのですが、公布の日はいつになるのか、わかればお願いいたします。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

静川議員の質問にお答えいたします。

まず揺籃会ですけれども、指定管理ではございません。協定という形をお願いしているということになります。揺籃会との協議の経過についてのご質問もあったと思いますが、6月頃から大体月1回、定例会議をなかよしさんの方とさせていただいているのですけれども、その時に少しずつ、こういう制度に国がしないといけないと内閣府令が出たというお話をさせていただき、その後浦臼においても、6か月から3歳未満の子、揺籃会さんの受け入れている月齢とは違うのだけれども、ぜひそのようにしていただきたいという旨を説明し、揺籃会さんの方ではどのように、運用についても一般型なのか余裕活用型なのか、どちらでいけるのかという部分も含めて、6月、7月、10月に話をしております。10月につきましては、揺籃会の理事さんにも来ていただきまして、なかよしの方で協議をしたところでございます。それが経過になり

ます。

それと公布の日でございますが、議決をいただければ本日ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

昨日、今日と説明いただきました。

それで内容の話なので、運営もまだされてないのでこれから煮詰めるところもあろうかと思えますが、一時預かりとの業務の違いの中で、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長していくという文言もあるように、今既存の子育て支援センターの中で運営していくということなのですが、子ども誰でも通園制度での預かりといいましょうか、子どもが入ってきたときに、そこでお世話してる先生方が、その日はこども誰でも通園制度の子どもがいるからということで、何か特別なプログラムとかがあるのでしょうか。それとも、今までの子育て支援センターの子どもらと同じような対応をこれから取っていくということなのでしょうか。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

砂場議員の質問にお答えいたします。

教諭につきましては、子育て支援センターに2人配置してございますので、その保育士さんたちが保育をすることになるかと思えます。

保育の方法等につきましては、月齢ですとかその子の状況に合わせて、また保護者との面談といえますか、お話をする中で、その子どもに一番適した形での保育を展開していくことになるかと考えています。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

これは付随したものだと思うのですが、この中に職員の知識とか技術の向上というのがありますね。この部分で、研修会とかそういったものをやりなさいという形になっていますが、職員の知識や技術の向上については協議がされているのか、その辺について理解されているのかどうか、またそれに対して町が関わってくるのかどうかをお聞きしたいと思えます。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

失礼いたしました。議案の37ページの22条に当たる部分になろうかと思えます。

ここで、町長が行う研修ということなのですが、括弧書きで町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修も含む、となつてございますので、私どもがこういう研修を企画するというよりは、各先生たちは今もそうですけれども、スキルアップの研修ですとかいろいろなものに計画的に皆さん参加していただいているという状況ですので、そのような形で皆さんが研鑽を積んでいただいていると考えております。

先生たちがどういう研修を受けたかということにつきましては逐次といいますか、連絡会議等のときに報告を受けるという形になっております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第57号 浦臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第58号

○議長（小松正年君）

日程第2、議案第58号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案第40ページをお開き願います。

議案第58号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第19号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布されたことにより、本条例の上位基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に一部改正があったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の条例の改正の内容については、特定教育・保育施設の職員の禁止行為の追加でございます。

別冊参考資料の18ページをお開き願います。

第25条に規定しております虐待等の禁止において、「第33条の10各号」となっておりますのを、「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改めるものでございます。

その他の箇所の改正につきましては、現在の上位基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設などの運営に関する基準に倣った文言修正となります。

議案41ページにお戻りください。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第58号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第58号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第59号

○議長（小松正年君）

日程第3、議案第59号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案第42ページをお開き願います。

議案第59号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由を申し上げます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、本条例の上位基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてご説明いたしますので、別冊参考資料の23ページをお開き願います。

虐待等の禁止について規定した第12条ですが、児童福祉法第33条の10が項立てに改正となったため、第33条の10「第1項」各号と改めます。

次に24ページをご覧ください。

利用乳幼児及び職員の健康診断について規定した第17条の第2項は、従来、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみとされていたところに、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加するものです。

その下、同条同項に27ページにございます表を付け加えるものとなってございます。その他の箇所の改正につきましては、本条例の現在の上位水準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に倣っての文言修正となります。

議案44ページにお戻りください。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上が、議案第59号についての説明でございます。

ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。
これより、議案第59号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第59号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第60号

○議長（小松正年君）

日程第4、議案第60号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案45ページをお開き願います。

議案第60号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第21号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布されたことにより、本条例の上位基準となる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に一部改正があったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてご説明いたしますので、別冊参考資料の28ページをお開き願います。

第12条に規定しております虐待等の禁止において、児童福祉法第33条の10が項立てに改正となったため、第33条の10「第1項」各号に改めるものでございます。

第12条の2第2項については、現在の上位基準である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に倣っての誤字の修正でございます。

議案46ページにお戻りください。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第60号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第60号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第61号

○議長（小松正年君）

日程第5、議案第61号 浦臼町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長

○産業課長（馬狩範一君）

議案書47ページをお開きください。

議案第61号 浦臼町火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、令和8年1月1日から林野火災予防を目的とした林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されるため、本条例の中止要件として規定するものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料29ページをお開きください。

今回の改正は異常乾燥注意報を乾燥注意報に改正し、用語の使用や接続詞の用法についても併せて整理したものです。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報もしくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報もしくは」に、「ときには」を「場合には」に改めるものでございます。

議案書48ページにお戻りください。

附則 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

以上が、議案第61号 浦臼町火入れに関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第61号 浦臼町火入れに関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第62号

○議長（小松正年君）

日程第6、議案第62号 指定管理の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案書49ページをお開きください。

議案第62号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、施設の指定管理者として指定する議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める内容につきましては、1. 指定管理者の管理を行わせる施設の名称、浦臼町米穀乾燥調製貯蔵等施設。

2. 指定管理者となる団体の名称、ピンネ農業協同組合。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

以上が、議案第62号の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第62号 指定管理の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第63号

○議長（小松正年君）

日程第7、議案第63号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案書50ページをお開きください。

議案第63号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、施設の指定管理者として指定する議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める内容につきましては、1. 指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称、浦臼町農産物処理加工施設がどうの丘恵彩館「ジュース等製造施設」。

2. 指定管理者となる団体の名称、株式会社 北海道アグリマート。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

以上が、議案第63号の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第63号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第64号

○議長（小松正年君）

日程第8、議案第64号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案書51ページをお開きください。

議案第64号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、施設の指定管理者として指定する議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める内容につきましては、1. 指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称、浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館「ブドウ果搾汁施設」。

2. 指定管理者となる団体の名称、北海道ワイン株式会社。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

以上が、議案第64号の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第64号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第65号

○議長（小松正年君）

日程第9、議案第65号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案書52ページをお開きください。

議案第65号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和7年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案の理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、施設の指定管理者として指定する議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める内容につきましては、1. 指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称、浦臼町田園空間博物館石造り倉庫。

2. 指定管理者となる団体の名称、株式会社 北海道アグリマート。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

以上が、議案第65号の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第65号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 所管事務調査について

○議長（小松正年君）

日程第10、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により、申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

したがって、令和7年第4回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時47分